【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年４月25日
【計算期間】	第５期（自 平成25年１月29日　至 平成26年１月27日）
【ファンド名】	ｅＭＡＸＩＳ 先進国債券インデックス
【発行者名】	三菱ＵＦＪ投信株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長　　後藤　俊夫
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目４番５号
【事務連絡者氏名】	井上　靖
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目４番５号
【電話番号】	03-6250-4740
【縦覧に供する場所】	該当ありません

第一部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、シティ世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）と連動する投資成果をめざして運用を行います。
信託金の限度額は、5,000億円です。
当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）	独立区分	補足分類
単位型	国内	株式	MMF	
		債券		インデックス型
	海外	不動産投信	MRF	
追加型	内外	その他資産 （　　）	ETF	特殊型 （　　）
		資産複合		

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ	対象 インデックス	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット 属性 （　　） 不動産投信 その他資産 （投資信託証券 （債券　一般 クレジット属性 （高格付債）） 資産複合 （　　）	年１回 年２回 年４回 年６回 （隔月） 年12回 （毎月） 日々 その他 （　　）	グローバル （日本を除く） 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 （中東） エマージング	ファミリー ファンド ファンド・ オブ・ ファンズ	あり （　　） なし	日経２２５ ＴＯＰＩＸ その他 （シティ世界国債 インデックス （除く日本、円 換算ベース））	ブル・ベア型 条件付運用型 ロング・ ショート型／ 絶対収益 追求型 その他 （　　）

※当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。
※ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。
※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

商品分類の定義

単位型・追加型	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	海外	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	内外	信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	株式	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	債券	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	不動産投信（リート）	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
独立区分	ＭＭＦ（マネー・マネージメント・ファンド）	一般社団法人投資信託協会が定める「ＭＭＦ等の運営に関する規則」に規定するＭＭＦをいいます。
	ＭＲＦ（マネー・リザーブ・ファンド）	一般社団法人投資信託協会が定める「ＭＭＦ等の運営に関する規則」に規定するＭＲＦをいいます。
	ＥＴＦ	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第１号および第２号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第９条の４の２に規定する上場証券投資信託をいいます。
補足分類	インデックス型	信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	特殊型	信託約款において、投資家（受益者）に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

※上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

属性区分の定義

投資対象資産	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		大型株	信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
		中小型株	信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
	債券	一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		公債	信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		社債	信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		その他債券	信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		クレジット属性	目論見書または信託約款において、信用力が高い債券に選別して投資する、あるいは投資適格債（ＢＢＢ格相当以上）を投資対象の範囲とする旨の記載があるものについて高格付債、ハイイールド債等（ＢＢ格相当以下）を主要投資対象とする旨の記載があるものについて低格付債を債券の属性として併記します。
	不動産投信		信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他資産		信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。
	資産複合		信託約款において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。
決算頻度	年１回		信託約款において、年１回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年２回		信託約款において、年２回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年４回		信託約款において、年４回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年６回（隔月）		信託約款において、年６回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年12回（毎月）		信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
	日々		信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。
	その他		上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。

投資対象地域	グローバル	信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	日本	信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	北米	信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	欧州	信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アジア	信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	オセアニア	信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中南米	信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アフリカ	信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中近東（中東）	信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	エマージング	信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産（一部組み入れている場合等を除きます。）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。
	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第２条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	あり	信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
	なし	信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対象インデックス	日経２２５	信託約款において、日経２２５に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	ＴＯＰＩＸ	信託約款において、ＴＯＰＩＸに連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記以外の指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
特殊型	ブル・ベア型	信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。）を目指す旨の記載があるものをいいます。
	条件付運用型	信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。
	ロング・ショート型／絶対収益追求型	信託約款において、ロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

※上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

［ファンドの目的・特色］

ファンドの目的

日本を除く先進国の債券市場の値動きに連動する投資成果をめざします。

ファンドの特色

1 シティ世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）と連動する投資成果をめざして運用を行います。

- シティ世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）をベンチマークとします。

2 「外国債券インデックスマザーファンド」を通じて、日本を除く世界主要国の公社債に実質的な投資を行います。

- 対象インデックスとの連動を維持するため、先物取引等を利用し公社債の実質投資比率が100%を超える場合があります。
- ファンドが連動をめざすシティ世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）は日本を除く世界主要国の国債（投資適格債）のみを対象としており、したがってファンドは日本を除く世界主要国の公社債の中から投資適格債を実質的な主要投資対象として運用を行います。

＜信用格付けについて＞

ムーディーズ・インベスターズ・サービス（Moody's）のAaからCaaまでの格付けには「1, 2, 3」、スタンダード・アンド・プアーズ（S&P）のAAからCCCまでの格付けには「+, −」という付加記号を省略して表示しています。

3 原則として、為替ヘッジは行いません。

- 為替ヘッジを行わないため、為替相場の変動による影響を受けます。

ファンドの仕組み

運用は主に外国債券インデックスマザーファンドへの投資を通じて、日本を除く先進国の公社債へ実質的に投資するファミリーファンド方式により行います。

主な投資制限

外貨建資産	外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。
デリバティブ	デリバティブの使用はヘッジ目的に限定しません。

分配方針

- 年1回の決算時（1月26日（休業日の場合は翌営業日））に分配を行います。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。
- 分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

シティ世界国債インデックス（除く日本）とは、シティグループ・グローバル・マーケッツ・インクが開発した、日本を除く世界主要国の国債の総合投資利回りを各市場の時価総額で加重平均し指数化した債券インデックスです。
シティ世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）とは、シティ世界国債インデックス（除く日本）をもとに、委託会社が計算したものです。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（２）【ファンドの沿革】

平成21年10月28日　　設定日、信託契約締結、運用開始

（３）【ファンドの仕組み】

①委託会社およびファンドの関係法人の役割

投資家（受益者）

お申込金↓↑収益分配金、解約代金等

販売会社	募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。

お申込金↓↑収益分配金、解約代金等

受託会社（受託者） 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社 （再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）	委託会社（委託者） 三菱ＵＦＪ投信株式会社
信託財産の保管・管理等を行います。	信託財産の運用の指図、受益権の発行等を行います。

投資↓↑損益

マザーファンド

投資↓↑損益

有価証券等

②委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「募集・販売の取扱い等に関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。

③委託会社の概況

・資本金

2,000百万円（平成26年２月末現在）

・沿革

平成９年５月　東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始

平成16年10月　東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更

平成17年10月　三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱ＵＦＪ投信株式会社に変更

・大株主の状況（平成26年２月末現在）

株　主　名	住　　所	所有株式数	所有比率
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目４番５号	62,050株	50.0%
株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	東京都千代田区丸の内二丁目７番１号	31,025株	25.0%
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目７番１号	31,023株	25.0%

２【投資方針】

（１）【投資方針】

外国債券インデックスマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、日本を除く世界各国の公社債に直接投資することがあります。
外国債券インデックスマザーファンド受益証券への投資を通じて、日本を除く世界各国の公社債に実質的な投資を行い、シティ世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）に連動する投資成果をめざして運用を行います。
マザーファンド受益証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。
対象インデックスとの連動を維持するため、先物取引等を利用し公社債の実質投資比率が100％を超える場合があります。
実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（２）【投資対象】

①投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）
　イ．有価証券
　ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、信託約款に定める次のものに限ります。）
　　ａ．有価証券先物取引等
　　ｂ．スワップ取引
　ハ．約束手形
　ニ．金銭債権
２．次に掲げる特定資産以外の資産
　イ．為替手形

②有価証券の指図範囲

この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、三菱ＵＦＪ投信株式会社を委託会社とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託会社とする外国債券インデックスマザーファンド（「マザーファンド」または「親投資信託」といいます。）の受益証券のほか、次に掲げるものとします。

１．株券または新株引受権証書
２．国債証券
３．地方債証券
４．特別の法律により法人の発行する債券
５．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
６．資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）
７．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）
８．協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）
９．資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）
10．資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第13号で定めるものをいいます。）
11．コマーシャル・ペーパー
12．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
13．外国または外国の者の発行する証券または証書で、１．から12．の証券または証書の性質を有するもの

14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）
15. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。16．において同じ。）で16．で定めるもの以外のもの
16. 投資法人債券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。以下16．において同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）
18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
19. 預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。）
20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
21. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
22. 抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。）
23. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
24. 外国の者に対する権利で23．の有価証券の性質を有するもの

なお、１．の証券または証書ならびに13．および19．の証券または証書のうち１．の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、２．から６．までの証券ならびに16．の証券ならびに13．および19．の証券または証書のうち２．から６．までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、14．および15．の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③金融商品の指図範囲

この信託において投資の対象とする金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）は、次に掲げるものとします。

１．預金
２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
３．コール・ローン
４．手形割引市場において売買される手形
５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
６．外国の者に対する権利で５．の権利の性質を有するもの

④その他の投資対象

信託約款に定める次に掲げるもの。

・外国為替予約取引

＜外国債券インデックスマザーファンドの概要＞

（基本方針）

この投資信託は、シティ世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）と連動する投資成果をめざして運用を行います。

（運用方法）

①投資対象

シティ世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）に採用されている国債を主要投資対象とします。

②投資態度

投資成果をシティ世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）の動きにできるだけ連動させるため、次のポートフォリオ管理を行います。

・公社債の実質投資比率（組入現物公社債の時価総額に債券先物取引等の買建額を加算し、または債券先物取引等の売建額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。）は原則として高位を維持します。ただし、対象インデックスとの連動を維持するため、実質投資比率を引き下げる、あるいは実質投資比率を100％以上に引き上げる運用指図を行うことがあります。
・銘柄選択は、運用モデルを活用して行います。

組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（投資制限）

①株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以下とします。
②新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以下とします。
③投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。
④同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。
⑤同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。
⑥同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以下とします。
⑦外貨建資産への投資割合に制限を設けません。
⑧有価証券先物取引等を行うことができます。
⑨スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。
⑩外国為替予約取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

（３）【運用体制】

①投資環境見通しの策定
投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。
②運用戦略の決定
運用戦略委員会において、①で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。
③運用計画の決定

②で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

④ポートフォリオの構築
各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部門から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

⑤投資行動のモニタリング１
運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

⑥投資行動のモニタリング２
運用部門から独立した管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

⑦ファンドに関係する法人等の管理
受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

⑧運用・管理に関する監督
内部監査担当部署（５名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

さらに、委託会社は、三菱ＵＦＪ信託銀行からの投資環境および全資産に関する助言を活用して、質の高い運用サービスの提供に努めています。
ファンドの運用体制等は平成26年４月26日現在のものであり、今後変更される可能性があります。

（４）【分配方針】
毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。
①分配対象額は、経費等控除後の利子等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
②収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。
③収益の分配にあてなかった利益については、信託約款に定める運用の基本方針に基づいて運用を行います。

（５）【投資制限】
＜信託約款に定められた投資制限＞
①株式
ａ．委託会社は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
ｂ．ａ．において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める株式の時価総額の割合を乗じて得た額とします。
②新株引受権証券および新株予約権証券
ａ．委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
ｂ．ａ．において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。
③投資信託証券
ａ．委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券（金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している

場合を除きます。）な投資信託証券をいいます。）を除きます。以下ａ．およびｂ．において同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。

ｂ．ａ．において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

④同一銘柄の株式等

ａ．委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。

ｂ．ａ．において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

ｃ．委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。

ｄ．ｃ．において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

⑤同一銘柄の転換社債等

ａ．委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債（新株予約権付社債のうち、会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものならびに会社法施行前の旧商法第341条の３第１項第７号および第８号の定めがあるものをいいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

ｂ．ａ．において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

⑥スワップ取引

ａ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

ｂ．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ｃ．スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

ｄ．委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑦信用取引

ａ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。

ｂ．ａ．の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

１．信託財産に属する株券および新株引受権証書により取得する株券
２．株式分割により取得する株券
３．有償増資により取得する株券
４．売出しにより取得する株券
５．信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（⑤に規定する転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券

６．信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（５．に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

⑧外国為替予約取引

ａ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

ｂ．ａ．の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

ｃ．ｂ．において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

ｄ．ｂ．の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

⑨有価証券の借入れ

有価証券の借入れを行いません。

⑩資金の借入れ

ａ．委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

ｂ．一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

ｃ．収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

⑪投資する株式等の範囲

ａ．委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。

ｂ．ａ．の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができます。

⑫有価証券の貸付

ａ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。

１．株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

２．公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

ｂ．ａ．に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

ｃ．委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑬特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制限されることがあります。

＜その他法令等に定められた投資制限＞

・同一の法人の発行する株式への投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

・デリバティブ取引の投資制限

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用を行うことをしないものとします。

３【投資リスク】

（１）投資リスク

当ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元金が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。このため、お申込みの際は、当ファンドのリスクを認識・検討し、慎重に投資のご判断を行っていただく必要があります。

①市場リスク

（価格変動リスク）

一般に、公社債の価格は市場金利の変動等を受けて変動するため、当ファンドはその影響を受け公社債の価格が下落した場合には基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

（為替変動リスク）

実質的な主要投資対象である海外の公社債は外貨建資産であり、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を大きく受けます。そのため、為替相場が円高方向に進んだ場合には、基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

②信用リスク

信用リスクとは、有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となること等をいいます。当ファンドは、信用リスクを伴い、その影響を受けますので、基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

③流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、当ファンドはそのリスクを伴います。例えば、組み入れている公社債の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

※留意事項

・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の６の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。

・収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における当ファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。

投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。当ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。

・当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が生じた場合などには、当ファンドの基準価額に影響する場合があります。

・当ファンドは、シティ世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）の動きに連動することをめざして運用を行いますが、信託報酬、売買委託手数料等を負担すること、債券先物取引と当該指数の動きが連動しないこと、売買約定価格と当該指数の評価価格の差が生じること、指数構成銘柄と組入銘柄の違いおよびそれらの構成比に違いが生じること、当該指数を構成する銘柄が変更になること、為替の評価による影響等の要因によりカイ離を生じることがあります。

（２）投資リスクに対する管理体制

「投資リスク」をファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、①運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うこと、②運用部門から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行うこと、を基本の考え方として、投資リスクの管理体制を構築しています。
各投資リスクに関する管理体制は以下の通りです。

①市場リスク
（価格変動リスク・為替変動リスク）
市場リスクは、運用部門において、資産構成比率に関する事項や、その他のファンドのリスク特性に関する事項を主な対象項目として常時把握し、ファンドコンセプトに沿ったリスクの範囲でコントロールしています。
また、市場リスクは、運用部門から独立した管理担当部署によってリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行う体制をとっており、この結果は運用管理委員会等に報告されます。

②信用リスク
信用リスクについては、運用部門においてリスクの把握、ファンド毎に定められたリスクの範囲での運用、を行っているほか、運用部門から独立した管理担当部署でモニタリングを行うなど、市場リスクと同様の管理体制をとっています。
信用リスクは、財務・格付基準に関する事項や、分散投資に関する事項などを主な対象項目として管理していますが、格付等の外形的基準にとどまらず、発行体情報の収集と詳細な分析を行うよう努めています。

③流動性リスク
流動性リスクは、運用部門で市場の流動性の把握に努め、投資対象・売買数量等を適切に選択することによりコントロールしています。また、運用部門から独立した管理担当部署においても流動性についての情報収集や分析・管理を行い、この結果は運用管理委員会等に報告されます。

４【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

申込手数料はかかりません。

（２）【換金（解約）手数料】

解約手数料はかかりません。
※換金の詳細については販売会社にご確認ください。

（３）【信託報酬等】

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、以下により計算されます。

信託財産の純資産総額 × 年0.648%※（税抜 年0.6%）

委託会社は、信託報酬から、販売会社に対し、販売会社の行う業務に対する報酬を支払います。したがって、実質的な信託報酬の配分は、次の通りとなります。

取扱純資産総額（注）	委託会社	販売会社	受託会社
50億円未満の部分	年0.2916%※ （税抜 年0.27%）	年0.2916%※ （税抜 年0.27%）	年0.0648%※ （税抜 年0.06%）
50億円以上100億円未満の部分	年0.2808%※ （税抜 年0.26%）	年0.3024%※ （税抜 年0.28%）	年0.0648%※ （税抜 年0.06%）
100億円以上の部分	年0.27%※ （税抜 年0.25%）	年0.3132%※ （税抜 年0.29%）	年0.0648%※ （税抜 年0.06%）

（注）各販売会社における取扱純資産総額に応じて配分されます。

信託報酬は、毎計算期間の６ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。

※消費税および地方消費税に相当する金額（「消費税等相当額」といいます。）を含みます。なお、消費税率に応じて変更となることがあります。

（４）【その他の手数料等】

①信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等相当額は、毎計算期間の６ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。

②信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、マザーファンドの解約に伴う信託財産留保額、受託会社の立て替えた立替金の利息および借入金の利息は、受益者の負担として信託財産から支払われます。

③上記の信託事務の処理に要する諸費用には、有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等、外国での資産の保管等に要する費用等が含まれます。

（＊）「その他の手数料等」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

ご投資家のみなさまにご負担いただく手数料等の合計額については、お申込金額や保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

①個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

１．収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

原則として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税５%）の税率※で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除は適用されません。）・申告分離課税を選択することもできます。

２．解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得とみなされて課税されます。

20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税５%）の税率※による申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税５%）の税率※で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

※公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「愛称：ＮＩＳＡ（ニーサ）」の適用対象です。ＮＩＳＡをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が５年間非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

②法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）の税率※で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、当ファンドは、益金不算入制度は適用されません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

◇個別元本について

①受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

②受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。

③受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

◇収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※上記は平成26年２月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

※課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

（１）【投資状況】

平成26年2月28日現在
（単位：円）

資産の種類	国／地域名	時価合計	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	4,300,129,597	100.00
コール・ローン、その他資産（負債控除後）	―	183,748	0.00
純資産総額		4,300,313,345	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

ａ評価額上位３０銘柄

平成26年2月28日現在

国／地域	銘　柄	種類	業種	口数	上段：帳簿価額 下段：評 価 額 単価（円）	金額（円）	利率（%） 償還期限（年/月/日）	投資比率（%）
日本	外国債券インデックスマザーファンド	親投資信託受益証券	―	2,338,297,769	1.8211 1.8390	4,258,392,170 4,300,129,597	― ―	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

ｂ全銘柄の種類／業種別投資比率

平成26年2月28日現在

種類／業種別	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.00
合　計	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

下記計算期間末日および平成26年2月末日、同日前１年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額	基準価額（１万口当たりの純資産価額）
第1計算期間末日 （平成22年 1月26日）	194,120,285 （分配付） 194,120,285 （分配落）	9,649（分配付） 9,649（分配落）
第2計算期間末日 （平成23年 1月26日）	1,202,930,580 （分配付） 1,202,930,580 （分配落）	8,784（分配付） 8,784（分配落）
第3計算期間末日 （平成24年 1月26日）	1,809,148,198 （分配付） 1,809,148,198 （分配落）	8,719（分配付） 8,719（分配落）
第4計算期間末日 （平成25年 1月28日）	2,756,249,734 （分配付） 2,756,249,734 （分配落）	10,805（分配付） 10,805（分配落）
第5計算期間末日 （平成26年 1月27日）	4,027,039,713 （分配付） 4,027,039,713 （分配落）	12,269（分配付） 12,269（分配落）
平成25年 2月末日	2,986,129,132	10,843
3月末日	2,982,888,254	10,974
4月末日	3,345,387,038	11,727
5月末日	3,461,117,083	11,860
6月末日	3,393,866,143	11,351
7月末日	3,544,723,662	11,420
8月末日	3,675,991,783	11,375
9月末日	3,773,515,001	11,532
10月末日	3,887,296,980	11,815

11月末日	3,994,409,678	12,222
12月末日	3,863,968,452	12,519
平成26年 1月末日	4,081,636,753	12,309
2月末日	4,300,313,345	12,385

②【分配の推移】

	１万口当たりの分配金
第1計算期間	0円
第2計算期間	0円
第3計算期間	0円
第4計算期間	0円
第5計算期間	0円

③【収益率の推移】

	収益率（%）
第1計算期間	△3.51
第2計算期間	△8.96
第3計算期間	△0.73
第4計算期間	23.92
第5計算期間	13.54

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ちの額。以下「前期末基準価額」）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	215,670,350	14,491,149	201,179,201
第2計算期間	1,489,460,787	321,177,148	1,369,462,840
第3計算期間	1,242,459,050	537,040,149	2,074,881,741
第4計算期間	1,359,220,047	883,212,789	2,550,888,999
第5計算期間	2,502,942,474	1,771,483,433	3,282,348,040

＜参考＞
「外国債券インデックスマザーファンド」
（１）投資状況

平成26年2月28日現在
（単位：円）

資産の種類	国／地域名	時価合計	投資比率(%)
国債証券	アメリカ	70,962,892,337	38.30
	イタリア	19,191,539,087	10.36
	フランス	18,850,878,548	10.17
	ドイツ	16,240,965,614	8.77
	イギリス	14,374,137,194	7.76
	スペイン	10,367,872,571	5.60
	ベルギー	5,206,577,358	2.81
	オランダ	5,014,569,592	2.71
	カナダ	4,192,872,392	2.26
	オーストリア	3,187,186,713	1.72
	オーストラリア	2,766,011,145	1.49
	メキシコ	1,827,830,284	0.99
	アイルランド	1,588,355,876	0.86
	ポーランド	1,571,990,316	0.85
	デンマーク	1,477,966,319	0.80
	フィンランド	1,221,670,742	0.66
	スウェーデン	1,025,244,927	0.55
	マレーシア	899,585,906	0.49
	南アフリカ	854,270,659	0.46
	スイス	676,250,268	0.36
	シンガポール	643,175,055	0.35
	ノルウェー	615,365,134	0.33
コール・ローン、その他資産（負債控除後）	―	2,524,318,409	1.35
純資産総額		185,281,526,446	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）投資資産
①投資有価証券の主要銘柄
ａ評価額上位３０銘柄

平成26年2月28日現在

国／地域	銘　柄	種類	業種	券面総額	上段：帳簿価額 下段：評 価 額 単価（円）	金額（円）	利率（%） 償還期限 (年/月/日)	投資比率(%)
アメリカ	0.375 T-NOTE 160315	国債証券	―	10,200,000.00	10,196.78 10,203.1586	1,040,072,315 1,040,722,183	0.375000 2016/03/15	0.56
アメリカ	2.5 T-NOTE 230815	国債証券	―	8,300,000.00	10,037.81 10,127.8982	833,138,799 840,615,556	2.500000 2023/08/15	0.45
アメリカ	2.625 T-NOTE 201115	国債証券	―	7,400,000.00	10,881.37 10,593.7959	805,221,715 783,940,898	2.625000 2020/11/15	0.42
アメリカ	0.75 T-NOTE 171031	国債証券	―	7,000,000.00	10,211.52 10,106.3953	714,806,465 707,447,671	0.750000 2017/10/31	0.38
アメリカ	3.125 T-NOTE 190515	国債証券	―	6,300,000.00	11,453.11 10,995.1846	721,546,450 692,696,634	3.125000 2019/05/15	0.37
フランス	3.75 O.A.T 191025	国債証券	―	4,300,000.00	16,244.37 16,060.0700	698,507,953 690,583,010	3.750000 2019/10/25	0.37
アメリカ	1.75 T-NOTE 230515	国債証券	―	7,200,000.00	9,529.40 9,515.4618	686,116,998 685,113,255	1.750000 2023/05/15	0.37
フランス	3.5 O.A.T 200425	国債証券	―	4,300,000.00	16,070.47 15,910.5375	691,030,629 684,153,112	3.500000 2020/04/25	0.37
フランス	3.75 O.A.T 210425	国債証券	―	4,200,000.00	16,345.62 16,183.7487	686,516,215 679,717,447	3.750000 2021/04/25	0.37
フランス	3.25 O.A.T 211025	国債証券	―	4,300,000.00	15,747.48 15,702.3100	677,141,855 675,199,330	3.250000 2021/10/25	0.36
フランス	4.25 O.A.T 231025	国債証券	―	4,000,000.00	16,923.72 16,781.1800	676,949,000 671,247,200	4.250000 2023/10/25	0.36
アメリカ	2.5 T-NOTE 150331	国債証券	―	6,300,000.00	10,627.64 10,454.8230	669,541,521 658,653,851	2.500000 2015/03/31	0.36
アメリカ	3.625 T-NOTE 200215	国債証券	―	5,800,000.00	11,816.27 11,265.9628	685,344,212 653,425,843	3.625000 2020/02/15	0.35

イギリス	1.25 GILT 180722	国債証券	―	3,800,000.00	16,986.55 16,768.9984	645,489,041 637,221,939	1.250000 2018/07/22	0.34
アメリカ	2 T-NOTE 230215	国債証券	―	6,500,000.00	10,302.11 9,772.7010	669,637,335 635,225,570	2.000000 2023/02/15	0.34
アメリカ	1.5 T-NOTE 180831	国債証券	―	6,100,000.00	10,265.53 10,276.0298	626,197,439 626,837,819	1.500000 2018/08/31	0.34
フランス	4.25 O.A.T 190425	国債証券	―	3,800,000.00	16,517.91 16,327.6912	627,680,738 620,452,267	4.250000 2019/04/25	0.33
フランス	3.75 O.A.T 170425	国債証券	―	4,000,000.00	15,716.98 15,447.2662	628,679,350 617,890,650	3.750000 2017/04/25	0.33
フランス	2.5 O.A.T 201025	国債証券	―	4,100,000.00	15,120.95 15,045.4850	619,958,950 616,864,885	2.500000 2020/10/25	0.33
イタリア	6 ITALY GOVT 310501	国債証券	―	3,500,000.00	16,634.44 17,286.3762	582,205,487 605,023,168	6.000000 2031/05/01	0.33
アメリカ	1.875 T-NOTE 150630	国債証券	―	5,800,000.00	10,544.81 10,426.9488	611,599,382 604,763,030	1.875000 2015/06/30	0.33
フランス	5 O.A.T 161025	国債証券	―	3,800,000.00	16,154.40 15,713.4900	613,867,247 597,112,620	5.000000 2016/10/25	0.32
アメリカ	1.75 T-NOTE 150731	国債証券	―	5,700,000.00	10,526.89 10,422.9667	600,033,174 594,109,107	1.750000 2015/07/31	0.32
フランス	3.5 O.A.T 260425	国債証券	―	3,800,000.00	15,800.13 15,609.3762	600,405,130 593,156,297	3.500000 2026/04/25	0.32
イギリス	1 GILT 170907	国債証券	―	3,500,000.00	17,180.73 16,864.2768	601,325,802 590,249,688	1.000000 2017/09/07	0.32
アメリカ	3.375 T-NOTE 191115	国債証券	―	5,300,000.00	11,636.29 11,128.9809	616,723,460 589,835,989	3.375000 2019/11/15	0.32
フランス	5.75 O.A.T 321025	国債証券	―	2,950,000.00	20,441.23 19,973.7687	603,016,358 589,226,178	5.750000 2032/10/25	0.32
フランス	5.5 O.A.T 290425	国債証券	―	3,100,000.00	19,304.86 18,973.8575	598,450,893 588,189,582	5.500000 2029/04/25	0.32
アメリカ	0.75 T-NOTE 171231	国債証券	―	5,800,000.00	10,195.99 10,076.9282	591,367,477 584,461,839	0.750000 2017/12/31	0.32
アメリカ	2.25 T-NOTE 150131	国債証券	―	5,600,000.00	10,548.75 10,393.4997	590,730,067 582,035,985	2.250000 2015/01/31	0.31

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

平成26年2月28日現在

種類／業種別	投資比率(%)
国債証券	98.64
合　計	98.64

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②投資不動産物件

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

［参考情報］

運用実績

1 基準価額・純資産の推移（設定日～2014年2月28日）

・基準価額、基準価額（分配金再投資）は10,000を起点として表示
・基準価額（分配金再投資）は分配金（税引前）を再投資したものとして計算

2 分配の推移

2014 年 1月	0円
2013 年 1月	0円
2012 年 1月	0円
2011 年 1月	0円
2010 年 1月	0円
設定来累計	0円

・分配金は1万口当たり、税引前

3 主要な資産の状況（2014年2月28日現在）

通貨別構成	比率
ユーロ	44.4%
アメリカドル	38.5%
イギリスポンド	7.9%
カナダドル	2.3%
オーストラリアドル	1.5%
メキシコペソ	1.0%
ポーランドズロチ	0.9%
デンマーククローネ	0.8%
その他	2.7%
合計	100.0%

	組入上位銘柄	種別	国・地域	比率
1	0.375 T-NOTE 160315	国債	アメリカ	0.6%
2	2.5 T-NOTE 230815	国債	アメリカ	0.5%
3	2.625 T-NOTE 201115	国債	アメリカ	0.4%
4	0.75 T-NOTE 171031	国債	アメリカ	0.4%
5	3.125 T-NOTE 190515	国債	アメリカ	0.4%
6	3.75 O.A.T 191025	国債	フランス	0.4%
7	1.75 T-NOTE 230515	国債	アメリカ	0.4%
8	3.5 O.A.T 200425	国債	フランス	0.4%
9	3.75 O.A.T 210425	国債	フランス	0.4%
10	3.25 O.A.T 211025	国債	フランス	0.4%

・各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率（小数点第二位四捨五入）

4 年間収益率の推移

・収益率は基準価額（分配金再投資）で計算
・2009年は設定日から年末までの、2014年は2月28日までの収益率を表示
・2008年以前はベンチマークの年間収益率（委託会社の計算日基準）を表示

- ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
- ベンチマークはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。
- ファンドの運用状況等は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

申込みの受付	原則として、いつでも申込みができます。 ただし、以下の日は申込みができません。 　ニューヨークの銀行の休業日 　ロンドンの銀行の休業日 　その他ニューヨークまたはロンドンにおける債券市場の取引停止日
申込単位	販売会社が定める単位
申込価額	申込受付日の翌営業日の基準価額
申込価額の算出頻度	原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。
申込単位・申込価額の照会方法	申込単位および申込価額は、販売会社にてご確認いただけます。 また、下記においてもご照会いただけます。 　三菱ＵＦＪ投信株式会社 　お客様専用フリーダイヤル　0120-151034 　（受付時間：毎営業日の9:00～17:00） なお、申込価額は委託会社のホームページでもご覧いただけます。 　ホームページアドレス　http://www.am.mufg.jp/ 　ｅＭＡＸＩＳ専用サイト　http://emaxis.muam.jp/
申込手数料	ありません。
申込方法	取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。 取得申込者は、申込金額を販売会社が定める日までに支払うものとします。 なお、申込みには分配金受取りコース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があり、分配金再投資コース（累積投資コース）を選択する場合には、取得申込者と販売会社との間で別に定める累積投資契約（販売会社によっては別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を使用する場合があり、この場合は当該別の名称に読み替えます。）を締結するものとします。申込みコースの取扱いは販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。 取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。
申込受付時間	原則、午後３時までに受け付けた取得申込み（当該申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を当日の申込みとします。当該時刻を過ぎての申込みは、翌営業日に受け付けたものとして取り扱います。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に取得申込みを締め切ることとしている場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。
その他	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた取得申込みを取り消すことがあります。

２【換金（解約）手続等】

解約の受付	原則として、いつでも解約の請求ができます。 ただし、以下の日は解約の請求ができません。 　ニューヨークの銀行の休業日 　ロンドンの銀行の休業日 　その他ニューヨークまたはロンドンにおける債券市場の取引停止日
解約単位	販売会社が定める単位
解約価額	解約請求受付日の翌営業日の基準価額
信託財産留保額	ありません。
解約価額の算出頻度	原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。

解約価額の照会方法	解約価額は、販売会社にてご確認いただけます。 なお、下記においてもご照会いただけます。 三菱ＵＦＪ投信株式会社 お客様専用フリーダイヤル　0120-151034 （受付時間：毎営業日の9:00～17:00） ホームページアドレス　http://www.am.mufg.jp/
支払開始日	原則として解約請求受付日から起算して５営業日目から販売会社において支払います。
解約請求受付時間	原則、午後３時までに受け付けた解約請求（当該解約請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を当日の請求とします。当該時刻を過ぎての請求は、翌営業日に受け付けたものとして取り扱います。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に解約請求を締め切ることとしている場合があります。 詳しくは販売会社にご確認ください。
その他	委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた解約請求を取り消すことがあります。その場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとします。 委託会社は、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。 受益者の解約請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

※換金の詳細については販売会社にご確認ください。

３【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

基準価額の算出方法	基準価額＝信託財産の純資産総額÷受益権総口数 なお、当ファンドでは１万口当たりの価額で表示されます。 （注）「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。 （主な評価方法） マザーファンド：計算日における基準価額で評価します。 株式：原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについては、原則として、外国金融商品市場における計算時に知りうる直近の日の最終相場）で評価します。 公社債等：原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、第一種金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価します。 外貨建資産：原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。 外国為替予約取引：原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。
基準価額の算出頻度	原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。

基準価額の照会方法	基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。 また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。 なお、下記においてもご照会いただけます。 三菱ＵＦＪ投信株式会社 お客様専用フリーダイヤル　0120-151034 （受付時間：毎営業日の9:00～17:00） ホームページアドレス　http://www.am.mufg.jp/ ｅＭＡＸＩＳ専用サイト　http://emaxis.muam.jp/

（２）【保管】

受益証券の保管	該当事項はありません。

（３）【信託期間】

信託期間	平成21年10月28日から無期限 ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることがあります。

（４）【計算期間】

計算期間	原則として、毎年１月27日から翌年１月26日まで 上記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は、この該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日はファンドの信託期間終了日とします。

（５）【その他】

ファンドの償還条件等	委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。（任意償還） ・受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合 ・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、対象インデックスが改廃されたときまたはやむを得ない事情が発生したとき このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。 委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。
信託約款の変更等	委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは受託会社を同一とする他ファンドとの併合を行うことができます。委託会社は、変更または併合しようとするときは、あらかじめその旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きにしたがいます。
ファンドの償還等に関する開示方法	委託会社は、ファンドの任意償還、信託約款の変更のうち重大な内容の変更または併合について、書面による決議（「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに任意償還等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、受益者に対し書面をもって書面決議の通知を発します。受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、受益者が議決権を行使しないときは書面決議について賛成するものとみなします。書面決議は、議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の３分の２以上をもって行います。書面決議の効力は、ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。 併合に係るいずれかのファンドにおいて、書面決議が否決された場合、併合を行うことはできません。

反対者の買取請求権	委託会社がファンドの任意償還、信託約款について重大な内容の変更または併合を行う場合、書面決議において反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。
関係法人との契約の更改	委託会社と販売会社との間で締結された「募集・販売の取扱い等に関する契約」の期間は、契約締結日から１ヵ年とし、期間満了３ヵ月前までに相手方に対し、何らの意思表示のないときは、同一の条件で契約を更新するものとし、その後も同様とします。
運用報告書の作成	委託会社は、毎計算期間の末日および償還時に、運用経過、信託財産の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、原則として受益者に交付します。なお、信託約款の内容に委託会社が重要と判断した変更等があった場合は、その内容を運用報告書に記載します。
委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い	委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。
受託会社の辞任および解任に伴う取扱い	受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。
信託事務処理の再信託	受託会社は、ファンドの信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託します。日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。
公告	委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。 http://www.am.mufg.jp/ なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

４【受益者の権利等】

受益者の権利の主な内容は以下の通りです。

収益分配金に対する請求権	受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。 「分配金受取りコース（一般コース）」 ・収益分配金は、原則として決算日から起算して５営業日までに支払いを開始します。 ・収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。 ・受益者が、収益分配金について支払開始日から５年間その支払いを請求しないときは、その権利を失います。 「分配金再投資コース（累積投資コース）」 ・収益分配金は、課税後、原則として毎計算期間の終了日（決算日）の翌営業日に、累積投資契約に基づいて再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。詳しくは販売会社にご確認ください。
償還金に対する請求権	受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。 ・償還金は、原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して５営業日までに支払いを開始します。 ・償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。 ・受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失います。

換金（解約）請求権	**受益者は、自己に帰属する受益権につき、解約を請求する権利を有します。 ・解約代金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。 （「２ 換金（解約）手続等」をご参照ください。）**

第３【ファンドの経理状況】

１　当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第２条の２の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
　なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

２　当ファンドは、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づき、第 5 期計算期間（平成25年1月29日から平成26年1月27日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】
【ｅＭＡＸＩＳ 先進国債券インデックス】
（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第 4 期 ［ 平成25年1月28日現在 ］	第 5 期 ［ 平成26年1月27日現在 ］
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	23,542,712	17,599,732
親投資信託受益証券	2,755,885,097	4,026,499,465
未収入金	310,783	－
未収利息	61	29
流動資産合計	2,779,738,653	4,044,099,226
資産合計	2,779,738,653	4,044,099,226
負債の部		
流動負債		
未払解約金	16,006,715	4,918,178
未払受託者報酬	743,777	1,206,899
未払委託者報酬	6,693,860	10,862,082
その他未払費用	44,567	72,354
流動負債合計	23,488,919	17,059,513
負債合計	23,488,919	17,059,513
純資産の部		
元本等		
元本	※1 2,550,888,999	※1 3,282,348,040
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	205,360,735	744,691,673
（分配準備積立金）	412,682,956	534,467,307
元本等合計	2,756,249,734	4,027,039,713
純資産合計	2,756,249,734	4,027,039,713
負債純資産合計	2,779,738,653	4,044,099,226

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第 4 期 自 平成24年 1月27日 至 平成25年 1月28日	第 5 期 自 平成25年 1月29日 至 平成26年 1月27日
営業収益		
受取利息	7,210	11,283
有価証券売買等損益	524,444,332	455,640,404
営業収益合計	524,451,542	455,651,687
営業費用		
受託者報酬	1,362,823	2,221,859
委託者報酬	12,265,226	19,996,593
その他費用	81,648	133,191
営業費用合計	13,709,697	22,351,643
営業利益	510,741,845	433,300,044
経常利益	510,741,845	433,300,044
当期純利益	510,741,845	433,300,044
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	56,883,334	128,339,654
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△265,733,543	205,360,735
剰余金増加額又は欠損金減少額	103,264,088	418,418,082
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	103,264,088	－
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	－	418,418,082
剰余金減少額又は欠損金増加額	86,028,321	184,047,534
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	－	184,047,534
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	86,028,321	－
分配金	※1 －	※1 －
期末剰余金又は期末欠損金（△）	205,360,735	744,691,673

（３）【注記表】
（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１ 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
２ その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	ファンドの計算期間 当ファンドは、原則として毎年1月26日を計算期間の末日としておりますが、前計算期間および当計算期間においては当該日が休業日のため、当計算期間は平成25年1月29日から平成26年1月27日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

	第 4 期 ［ 平成25年1月28日現在 ］	第 5 期 ［ 平成26年1月27日現在 ］
※１ 期首元本額	2,074,881,741円	2,550,888,999円
期中追加設定元本額	1,359,220,047円	2,502,942,474円
期中一部解約元本額	883,212,789円	1,771,483,433円
２ 受益権の総数	2,550,888,999口	3,282,348,040口
３ １口当たり純資産額 （１万口当たり純資産額）	1.0805円 (10,805円)	1.2269円 (12,269円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）
第 4 期（自 平成24年1月27日 至 平成25年1月28日）
※１ 分配金の計算過程

費用控除後の配当等収益額	A	65,407,743円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	305,236,487円
収益調整金額	C	87,354,360円
分配準備積立金額	D	42,038,726円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	500,037,316円
当ファンドの期末残存口数	F	2,550,888,999口
１万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,960円
１万口当たり分配金額	H	－
収益分配金金額	I=F*H/10,000	－

第 5 期（自 平成25年1月29日 至 平成26年1月27日）
※１ 分配金の計算過程

費用控除後の配当等収益額	A	97,585,627円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	207,374,763円
収益調整金額	C	419,983,400円
分配準備積立金額	D	229,506,917円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	954,450,707円
当ファンドの期末残存口数	F	3,282,348,040口
１万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,907円
１万口当たり分配金額	H	－
収益分配金金額	I=F*H/10,000	－

（金融商品に関する注記）
１ 金融商品の状況に関する事項

区 分	第 4 期 （ 自 平成24年 1月27日 至 平成25年 1月28日 ）	第 5 期 （ 自 平成25年 1月29日 至 平成26年 1月27日 ）
１ 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第２条第４項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同 左
２ 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同 左
	親投資信託受益証券は、外貨の決済のために為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しておりますが、ごく短期間で実際に外貨の受渡を伴うことから、為替相場の変動によるリスクは限定的であります。	同 左

	また、親投資信託受益証券に係るデリバティブ取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同　左
3　金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部門から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同　左

2　金融商品の時価等に関する事項

区　分	第 4 期 ［ 平成25年1月28日現在 ］	第 5 期 ［ 平成26年1月27日現在 ］
1　貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同　左
2　時価の算定方法	売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。	同　左
	デリバティブ取引は、該当事項はありません。	同　左
	上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	同　左
3　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同　左

（有価証券関係に関する注記）
売買目的有価証券

種　類	第 4 期 ［ 平成25年1月28日現在 ］ 当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	第 5 期 ［ 平成26年1月27日現在 ］ 当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	514,750,143	412,718,073
合計	514,750,143	412,718,073

（デリバティブ取引等関係に関する注記）
取引の時価等に関する事項
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）
該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表

（１）株式
該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

（単位：円）

種　類	銘　柄	口数	評　価　額	備　考
親投資信託受益証券	外国債券インデックスマザーファンド	2,211,390,304	4,026,499,465	
	親投資信託受益証券　小計	2,211,390,304	4,026,499,465	
合計		2,211,390,304	4,026,499,465	

第２　信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

＜参考＞

当ファンドは親投資信託受益証券を主要投資対象としております。
貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券の状況は以下の通りです。

「外国債券インデックスマザーファンド」の状況
なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

（１）貸借対照表

	［ 平成25年1月28日現在 ］	［ 平成26年1月27日現在 ］
	金　額（円）	金　額（円）
資産の部		
流動資産		
預金	338,216,978	648,237,762
コール・ローン	46,898,505	48,158,039
国債証券	173,702,997,666	182,725,125,567
派生商品評価勘定	1,554	3,262,494
未収入金	―	241,822,378
未収利息	1,984,541,604	2,003,027,198
前払費用	32,439,588	61,210,680
流動資産合計	176,105,095,895	185,730,844,118
資産合計	176,105,095,895	185,730,844,118
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	98,132	―
未払解約金	23,497,703	264,905,290
流動負債合計	23,595,835	264,905,290
負債合計	23,595,835	264,905,290
純資産の部		
元本等		
元本　※1	110,512,512,784	101,860,093,975
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	65,568,987,276	83,605,844,853
元本等合計	176,081,500,060	185,465,938,828
純資産合計	176,081,500,060	185,465,938,828
負債純資産合計	176,105,095,895	185,730,844,118

（注1）親投資信託の計算期間は、原則として、毎年5月13日から翌年5月12日までであります。

（２）注記表
（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１ 有価証券の評価基準及び評価方法	公社債は個別法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社等の提供する理論価格で評価しております。
２ デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引は個別法に基づき、原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。
３ その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第６０条および第６１条にしたがって処理しております。

（貸借対照表に関する注記）

	［ 平成25年1月28日現在 ］	［ 平成26年1月27日現在 ］
※１ 期首	平成24年1月27日	平成25年1月29日
期首元本額	120,750,418,705円	110,512,512,784円
期首からの追加設定元本額	6,486,345,942円	12,314,037,870円
期首からの一部解約元本額	16,724,251,863円	20,966,456,679円
元本の内訳＊		
ファンド・マネジャー（海外債券）	87,553,562円	1,068,429,175円
ｅＭＡＸＩＳ 先進国債券インデックス	1,729,671,184円	2,211,390,304円
ｅＭＡＸＩＳ バランス（８資産均等型）	68,964,529円	212,808,754円
ｅＭＡＸＩＳ バランス（波乗り型）	35,732,257円	112,506,457円
コアバランス	―	1,476,855円
三菱ＵＦＪ ＤＣ海外債券インデックスファンド	4,159,381,968円	4,455,558,880円
三菱ＵＦＪ バランスファンド４５ＶＡ（適格機関投資家限定）	35,852,839,252円	35,470,252,226円
三菱ＵＦＪ バランスファンド４０ＶＡ（適格機関投資家限定）	5,092,618,020円	4,262,956,922円
三菱ＵＦＪ バランスファンドＶＡ ４０型（適格機関投資家限定）	3,608,115,101円	2,951,264,192円
ＭＵＡＭ 外国債券インデックスファンド（適格機関投資家限定）	2,968,051,345円	5,606,006,910円
三菱ＵＦＪ バランスファンドＶＡ ５０型（適格機関投資家限定）	31,862,993,686円	25,596,483,968円
三菱ＵＦＪ バランスファンドＶＡ ７５型（適格機関投資家限定）	7,674,158,013円	6,359,522,598円
三菱ＵＦＪ バランスファンド５５ＶＡ（適格機関投資家限定）	1,747,398,685円	1,189,836,226円

三菱ＵＦＪ バランスファンドＶＡ ４５型（適格機関投資家限定）	491,939,224円	434,300,314円
三菱ＵＦＪ バランスファンドＶＡ ３０型（適格機関投資家限定）	267,346,405円	163,626,849円
三菱ＵＦＪ バランスファンド２０ＶＡ（適格機関投資家限定）	4,258,161,335円	3,421,152,266円
三菱ＵＦＪ グローバル型バランスファンド５０ＶＡ（適格機関投資家限定）	16,090,185円	60,650,011円
インデックス・ライフ・バランスファンド（安定型）ＶＡ	35,947,389円	22,022,787円
インデックス・ライフ・バランスファンド（安定成長型）ＶＡ	71,854,674円	58,527,954円
インデックス・ライフ・バランスファンド（成長型）ＶＡ	80,620,415円	74,349,720円
インデックス・ライフ・バランスファンド（積極型）ＶＡ	38,407,386円	35,197,020円
三菱ＵＦＪ 外国債券インデックスファンドＶＡ	2,168,139,636円	1,070,188,677円
三菱ＵＦＪ バランスＶＡ３０Ｄ（適格機関投資家限定）	418,899,506円	226,234,859円
三菱ＵＦＪ バランスＶＡ６０Ｄ（適格機関投資家限定）	834,376,765円	542,553,323円
三菱ＵＦＪ バランスＶＡ３０Ｇ（適格機関投資家限定）	825,432,369円	490,730,455円
三菱ＵＦＪ バランスＶＡ６０Ｇ（適格機関投資家限定）	993,286,388円	689,212,813円
外国債券インデックスファンドｉ（適格機関投資家限定）	1,831,117,758円	1,827,530,591円
三菱ＵＦＪ ＜ＤＣ＞外国債券インデックスファンド	2,023,528,127円	1,967,889,758円
三菱ＵＦＪ ＜ＤＣ＞インデックス・ライフ・バランスファンド（安定型）	236,896,573円	215,904,771円
三菱ＵＦＪ ＜ＤＣ＞インデックス・ライフ・バランスファンド（安定成長型）	588,370,449円	588,057,744円
三菱ＵＦＪ ＜ＤＣ＞インデックス・ライフ・バランスファンド（成長型）	345,187,327円	362,821,688円
三菱ＵＦＪ ＜ＤＣ＞インデックス・ライフ・バランスファンド（積極型）	99,433,271円	110,648,908円
（合　計）	110,512,512,784円	101,860,093,975円
２　受益権の総数	110,512,512,784口	101,860,093,975口
３　１口当たり純資産額 （１万口当たり純資産額）	1.5933円 (15,933円)	1.8208円 (18,208円)

＊ 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

１　金融商品の状況に関する事項

区　分	（ 自 平成24年 1月27日 至 平成25年 1月28日 ）	（ 自 平成25年 1月29日 至 平成26年 1月27日 ）
１ 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第２条第４項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同　左
２ 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、公社債に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同　左
	デリバティブ取引については、当ファンドに投資する証券投資信託の注記表（金融商品に関する注記）に記載しております。	同　左
３ 金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドに投資する証券投資信託の注記表（金融商品に関する注記）に記載しております。	同　左

２　金融商品の時価等に関する事項

区　分	［ 平成25年1月28日現在 ］	［ 平成26年1月27日現在 ］
１ 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同　左
２ 時価の算定方法	売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。	同　左
	デリバティブ取引は、（デリバティブ取引等関係に関する注記）に記載しております。	同　左
	上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	同　左
３ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	当ファンドに投資する証券投資信託の注記表（金融商品に関する注記）に記載しております。	同　左

（有価証券関係に関する注記）
売買目的有価証券

種　類	［ 平成25年1月28日現在 ］ 当期間の損益に含まれた評価差額(円)	［ 平成26年1月27日現在 ］ 当期間の損益に含まれた評価差額(円)
国債証券	1,707,930,136	△4,274,429,531
合計	1,707,930,136	△4,274,429,531

（注）当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

（デリバティブ取引等関係に関する注記）
取引の時価等に関する事項
通貨関連

区　分	種　類	［ 平成25年1月28日現在 ］			
		契 約 額 等（円）	うち1年超	時　価（円）	評 価 損 益（円）
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	アメリカドル	19,998,692	―	20,024,400	△25,708
	イギリスポンド	2,872,130	―	2,872,000	130
	ユーロ	24,427,000	―	24,498,000	△71,000
合　計		47,297,822	―	47,394,400	△96,578

区　分	種　類	［ 平成26年1月27日現在 ］			
		契 約 額 等（円）	うち1年超	時　価（円）	評 価 損 益（円）
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	アメリカドル	138,309,052	―	137,095,400	1,213,652
	カナダドル	4,655,900	―	4,626,500	29,400
	オーストラリアドル	2,718,930	―	2,669,400	49,530
	イギリスポンド	20,651,904	―	20,247,600	404,304
	シンガポールドル	2,429,616	―	2,402,400	27,216
	メキシコペソ	2,080,620	―	2,049,300	31,320
	南アフリカランド	2,353,500	―	2,297,500	56,000
	ユーロ	155,429,072	―	153,978,000	1,451,072
合　計		328,628,594	―	325,366,100	3,262,494

（注）時価の算定方法
1　対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
①為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は、当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。
②当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
（イ）当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
（ロ）当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
2　対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

（関連当事者との取引に関する注記）
該当事項はありません。

（３）附属明細表

第１　有価証券明細表

（１）株式
該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

（単位：円）

通　貨 種　類	銘　柄	券面総額	評　価　額	備　考
アメリカドル				
国債証券	0.125 T-NOTE 141231	4,400,000.00	4,399,828.12	
	0.125 T-NOTE 150430	1,000,000.00	999,257.81	
	0.25 T-NOTE 150115	4,400,000.00	4,404,640.62	
	0.25 T-NOTE 150131	3,300,000.00	3,303,480.46	
	0.25 T-NOTE 150215	3,600,000.00	3,603,234.37	
	0.25 T-NOTE 150228	5,000,000.00	5,003,710.93	
	0.25 T-NOTE 150331	3,000,000.00	3,002,226.56	
	0.25 T-NOTE 150515	4,200,000.00	4,203,609.37	
	0.25 T-NOTE 150531	4,000,000.00	4,002,656.24	
	0.25 T-NOTE 150715	5,300,000.00	5,302,277.34	

0.25 T-NOTE 150731	3,500,000.00	3,501,230.46	
0.25 T-NOTE 150815	5,100,000.00	5,100,597.65	
0.25 T-NOTE 150915	4,800,000.00	4,798,875.00	
0.25 T-NOTE 150930	4,100,000.00	4,098,558.59	
0.25 T-NOTE 151015	5,400,000.00	5,396,414.05	
0.25 T-NOTE 151215	4,800,000.00	4,792,312.49	
0.25 T-NOTE 160415	4,000,000.00	3,982,343.74	
0.25 T-NOTE 160515	4,000,000.00	3,979,531.24	
0.375 T-NOTE 150315	5,100,000.00	5,111,156.25	
0.375 T-NOTE 150415	5,200,000.00	5,211,984.37	
0.375 T-NOTE 150615	4,200,000.00	4,209,843.75	
0.375 T-NOTE 150630	2,000,000.00	2,004,453.12	
0.375 T-NOTE 150831	3,100,000.00	3,106,296.87	
0.375 T-NOTE 151115	4,700,000.00	4,704,957.02	
0.375 T-NOTE 160115	4,200,000.00	4,200,820.31	
0.375 T-NOTE 160215	5,000,000.00	4,998,242.18	
0.375 T-NOTE 160315	10,200,000.00	10,191,234.37	
0.5 T-NOTE 160615	4,000,000.00	3,999,218.74	
0.5 T-NOTE 170731	5,500,000.00	5,404,179.68	
0.625 T-NOTE 160715	4,000,000.00	4,008,281.24	
0.625 T-NOTE 160815	4,200,000.00	4,205,414.06	
0.625 T-NOTE 161015	3,000,000.00	2,998,945.31	
0.625 T-NOTE 170531	5,300,000.00	5,246,378.90	
0.625 T-NOTE 170831	3,200,000.00	3,152,624.99	
0.75 T-NOTE 171031	7,000,000.00	6,904,023.43	
0.75 T-NOTE 171231	5,800,000.00	5,701,671.87	
0.75 T-NOTE 180228	4,500,000.00	4,408,066.40	
0.75 T-NOTE 180331	500,000.00	488,886.71	
0.875 T-NOTE 161130	4,500,000.00	4,523,730.46	
0.875 T-NOTE 161231	4,000,000.00	4,017,031.24	
0.875 T-NOTE 170131	3,400,000.00	3,410,359.37	
0.875 T-NOTE 170228	4,300,000.00	4,308,062.50	
0.875 T-NOTE 170430	5,300,000.00	5,297,308.59	
0.875 T-NOTE 180131	4,200,000.00	4,141,757.81	
1 T-NOTE 160831	4,500,000.00	4,547,636.71	
1 T-NOTE 160930	4,200,000.00	4,243,148.43	
1 T-NOTE 161031	4,500,000.00	4,541,308.59	
1 T-NOTE 170331	5,200,000.00	5,224,375.00	
1 T-NOTE 180531	4,400,000.00	4,333,656.25	
1 T-NOTE 190930	4,200,000.00	4,012,312.50	
1 T-NOTE 191130	3,000,000.00	2,852,578.12	
1.125 T-NOTE 190531	1,600,000.00	1,551,062.49	
1.125 T-NOTE 191231	3,000,000.00	2,868,281.25	
1.125 T-NOTE 200331	3,000,000.00	2,850,937.50	
1.125 T-NOTE 200430	3,500,000.00	3,317,890.62	
1.25 T-NOTE 150831	4,300,000.00	4,368,699.21	
1.25 T-NOTE 150930	5,000,000.00	5,081,640.62	
1.25 T-NOTE 151031	4,600,000.00	4,675,828.12	
1.25 T-NOTE 181031	1,500,000.00	1,482,070.31	
1.25 T-NOTE 181130	2,500,000.00	2,466,113.27	
1.25 T-NOTE 191031	3,200,000.00	3,096,374.99	
1.25 T-NOTE 200229	3,000,000.00	2,877,421.87	
1.375 T-NOTE 151130	5,300,000.00	5,401,445.31	
1.375 T-NOTE 180630	4,000,000.00	3,997,031.24	
1.375 T-NOTE 180731	3,300,000.00	3,293,554.68	
1.375 T-NOTE 180930	3,800,000.00	3,780,703.12	
1.375 T-NOTE 181130	1,700,000.00	1,688,113.28	
1.375 T-NOTE 181231	2,200,000.00	2,181,179.68	
1.375 T-NOTE 190228	4,100,000.00	4,051,792.96	
1.375 T-NOTE 200131	3,300,000.00	3,196,875.00	
1.375 T-NOTE 200531	3,400,000.00	3,266,390.62	
1.5 T-NOTE 160630	3,900,000.00	3,991,253.90	
1.5 T-NOTE 160731	4,300,000.00	4,401,117.18	
1.5 T-NOTE 180831	6,100,000.00	6,112,390.62	
1.5 T-NOTE 190331	1,800,000.00	1,786,781.25	
1.625 T-NOTE 220815	5,300,000.00	4,916,578.12	
1.625 T-NOTE 221115	4,700,000.00	4,336,117.18	

1.75 T-NOTE 150731	5,700,000.00	5,830,699.21	
1.75 T-NOTE 160531	2,700,000.00	2,778,679.68	
1.75 T-NOTE 181031	500,000.00	505,917.96	
1.75 T-NOTE 201031	5,500,000.00	5,358,632.81	
1.75 T-NOTE 220515	5,200,000.00	4,902,625.00	
1.75 T-NOTE 230515	7,200,000.00	6,643,687.50	
1.875 T-NOTE 150630	5,800,000.00	5,936,843.75	
1.875 T-NOTE 170831	4,000,000.00	4,116,562.50	
1.875 T-NOTE 170930	2,700,000.00	2,776,992.18	
1.875 T-NOTE 171031	2,500,000.00	2,570,312.50	
1.875 T-NOTE 200630	3,000,000.00	2,967,656.25	
11.25 T-BOND 150215	940,000.00	1,049,311.71	
2 T-NOTE 160131	4,300,000.00	4,439,582.02	
2 T-NOTE 160430	2,500,000.00	2,586,621.09	
2 T-NOTE 200930	4,500,000.00	4,463,437.50	
2 T-NOTE 211115	4,800,000.00	4,664,250.00	
2 T-NOTE 220215	3,300,000.00	3,191,203.12	
2 T-NOTE 230215	6,500,000.00	6,164,335.93	
2.125 T-NOTE 150531	5,100,000.00	5,231,285.15	
2.125 T-NOTE 151231	5,300,000.00	5,479,082.02	
2.125 T-NOTE 160229	2,900,000.00	3,004,218.75	
2.125 T-NOTE 200831	2,800,000.00	2,803,718.75	
2.125 T-NOTE 210815	4,900,000.00	4,828,796.87	
2.25 T-NOTE 150131	5,600,000.00	5,718,562.50	
2.25 T-NOTE 160331	2,500,000.00	2,598,339.84	
2.25 T-NOTE 171130	3,000,000.00	3,125,390.62	
2.375 T-NOTE 150228	5,300,000.00	5,426,496.09	
2.375 T-NOTE 160331	1,500,000.00	1,562,753.90	
2.375 T-NOTE 170731	3,200,000.00	3,350,624.99	
2.375 T-NOTE 180531	1,500,000.00	1,564,570.31	
2.375 T-NOTE 180630	3,000,000.00	3,129,140.62	
2.5 T-NOTE 150331	6,300,000.00	6,470,542.96	
2.5 T-NOTE 150430	5,400,000.00	5,556,726.55	
2.5 T-NOTE 170630	3,000,000.00	3,157,265.62	
2.5 T-NOTE 230815	8,300,000.00	8,156,695.30	
2.625 T-NOTE 141231	4,200,000.00	4,296,304.68	
2.625 T-NOTE 160229	1,500,000.00	1,569,199.21	
2.625 T-NOTE 160430	1,600,000.00	1,677,187.49	
2.625 T-NOTE 180131	1,500,000.00	1,582,968.75	
2.625 T-NOTE 180430	1,600,000.00	1,686,750.00	
2.625 T-NOTE 200815	3,600,000.00	3,722,625.00	
2.625 T-NOTE 201115	7,400,000.00	7,626,625.00	
2.75 T-BOND 420815	4,700,000.00	3,938,453.12	
2.75 T-BOND 421115	5,400,000.00	4,516,171.87	
2.75 T-NOTE 161130	3,300,000.00	3,490,652.34	
2.75 T-NOTE 170531	3,700,000.00	3,922,867.18	
2.75 T-NOTE 171231	2,200,000.00	2,334,234.37	
2.75 T-NOTE 180228	5,000,000.00	5,301,171.87	
2.75 T-NOTE 190215	3,200,000.00	3,379,250.00	
2.75 T-NOTE 231115	3,700,000.00	3,705,492.18	
2.875 T-BOND 430515	4,000,000.00	3,424,687.49	
2.875 T-NOTE 180331	2,600,000.00	2,767,375.00	
3 T-BOND 420515	2,900,000.00	2,568,085.93	
3 T-NOTE 160831	3,000,000.00	3,187,148.43	
3 T-NOTE 160930	3,000,000.00	3,189,492.18	
3 T-NOTE 170228	3,400,000.00	3,627,242.18	
3.125 T-BOND 411115	2,900,000.00	2,642,398.43	
3.125 T-BOND 430215	5,600,000.00	5,061,437.50	
3.125 T-NOTE 161031	3,500,000.00	3,735,292.96	
3.125 T-NOTE 170131	3,100,000.00	3,316,515.62	
3.125 T-NOTE 170430	2,100,000.00	2,250,445.31	
3.125 T-NOTE 190515	6,300,000.00	6,763,148.43	
3.125 T-NOTE 210515	3,700,000.00	3,915,640.62	
3.25 T-NOTE 160531	2,100,000.00	2,234,941.40	
3.25 T-NOTE 160630	2,400,000.00	2,557,781.24	
3.25 T-NOTE 160731	2,800,000.00	2,990,093.75	
3.25 T-NOTE 161231	1,800,000.00	1,930,992.18	

	3.25 T-NOTE 170331	3,400,000.00	3,656,859.37	
	3.375 T-NOTE 191115	5,300,000.00	5,757,125.00	
	3.5 T-BOND 390215	1,700,000.00	1,681,273.43	
	3.5 T-NOTE 180215	2,900,000.00	3,159,187.50	
	3.5 T-NOTE 200515	4,000,000.00	4,364,687.50	
	3.625 T-BOND 430815	5,200,000.00	5,171,968.74	
	3.625 T-NOTE 190815	3,200,000.00	3,518,500.00	
	3.625 T-NOTE 200215	5,800,000.00	6,377,281.25	
	3.625 T-NOTE 210215	5,500,000.00	6,017,343.75	
	3.75 T-BOND 410815	2,400,000.00	2,462,062.50	
	3.75 T-BOND 431115	2,200,000.00	2,239,531.25	
	3.75 T-NOTE 181115	3,000,000.00	3,313,828.12	
	3.875 T-BOND 400815	2,700,000.00	2,837,320.31	
	3.875 T-NOTE 180515	2,000,000.00	2,213,437.50	
	4 T-NOTE 150215	4,200,000.00	4,369,148.43	
	4 T-NOTE 180815	2,100,000.00	2,340,843.75	
	4.125 T-NOTE 150515	4,400,000.00	4,623,953.12	
	4.25 T-BOND 390515	1,600,000.00	1,787,750.00	
	4.25 T-BOND 401115	2,800,000.00	3,127,468.75	
	4.25 T-NOTE 150815	3,500,000.00	3,717,382.81	
	4.25 T-NOTE 171115	2,700,000.00	3,014,296.87	
	4.375 T-BOND 380215	900,000.00	1,024,171.87	
	4.375 T-BOND 391115	2,200,000.00	2,505,421.87	
	4.375 T-BOND 400515	2,600,000.00	2,962,578.12	
	4.375 T-BOND 410515	1,900,000.00	2,164,367.18	
	4.5 T-BOND 360215	800,000.00	928,125.00	
	4.5 T-BOND 380515	1,100,000.00	1,275,828.12	
	4.5 T-BOND 390815	1,900,000.00	2,206,226.56	
	4.5 T-NOTE 151115	2,800,000.00	3,009,453.12	
	4.5 T-NOTE 160215	2,500,000.00	2,710,644.53	
	4.5 T-NOTE 170515	1,900,000.00	2,122,062.50	
	4.625 T-BOND 400215	2,900,000.00	3,431,968.75	
	4.625 T-NOTE 161115	2,300,000.00	2,552,011.71	
	4.625 T-NOTE 170215	2,700,000.00	3,012,820.31	
	4.75 T-BOND 410215	2,400,000.00	2,896,312.50	
	4.75 T-NOTE 170815	2,900,000.00	3,280,171.87	
	4.875 T-NOTE 160815	2,100,000.00	2,329,277.34	
	5 T-BOND 370515	700,000.00	869,367.18	
	5.125 T-NOTE 160515	1,700,000.00	1,881,089.84	
	5.25 T-BOND 281115	800,000.00	993,500.00	
	5.25 T-BOND 290215	700,000.00	869,859.37	
	5.375 T-BOND 310215	1,800,000.00	2,284,031.25	
	5.5 T-BOND 280815	900,000.00	1,143,773.43	
	6 T-BOND 260215	900,000.00	1,177,593.75	
	6.125 T-BOND 271115	1,500,000.00	2,007,890.62	
	6.25 T-BOND 230815	1,700,000.00	2,224,742.18	
	6.25 T-BOND 300515	1,100,000.00	1,517,914.06	
	6.5 T-BOND 261115	600,000.00	822,046.87	
	7.25 T-BOND 160515	1,700,000.00	1,964,230.46	
	7.5 T-BOND 161115	1,600,000.00	1,903,000.00	
	8 T-BOND 211115	1,200,000.00	1,688,812.50	
	8.125 T-BOND 190815	1,600,000.00	2,144,750.00	
	8.75 T-BOND 170515	1,300,000.00	1,632,058.59	
	8.75 T-BOND 200815	700,000.00	991,484.37	
	8.875 T-BOND 190215	1,800,000.00	2,442,375.00	
	国債証券 小 計	688,540,000.00	704,367,818.60 (72,070,915,199)	
アメリカドル 小 計		688,540,000.00	704,367,818.60 (72,070,915,199)	
カナダドル				
国債証券	1 CAN GOVT 150201	1,500,000.00	1,500,780.00	
	1 CAN GOVT 150501	1,000,000.00	1,000,540.00	
	1 CAN GOVT 160801	1,300,000.00	1,298,115.00	
	1.25 CAN GOVT 160201	1,000,000.00	1,005,520.00	
	1.25 CAN GOVT 180301	800,000.00	792,984.00	
	1.25 CAN GOVT 180901	1,000,000.00	984,300.00	
	1.5 CAN GOVT 150801	1,600,000.00	1,612,832.00	

	1.5 CAN GOVT 170301	1,300,000.00	1,313,078.00	
	1.5 CAN GOVT 170901	1,400,000.00	1,408,190.00	
	1.5 CAN GOVT 230601	1,500,000.00	1,386,675.00	
	2 CAN GOVT 160601	1,100,000.00	1,125,245.00	
	2.5 CAN GOVT 150601	1,400,000.00	1,428,700.00	
	2.5 CAN GOVT 240601	500,000.00	499,105.00	
	2.75 CAN GOVT 160901	1,400,000.00	1,459,738.00	
	2.75 CAN GOVT 220601	1,700,000.00	1,763,070.00	
	3 CAN GOVT 151201	1,500,000.00	1,555,515.00	
	3.25 CAN GOVT 210601	1,500,000.00	1,625,775.00	
	3.5 CAN GOVT 200601	1,700,000.00	1,863,574.00	
	3.5 CAN GOVT 451201	1,400,000.00	1,547,280.00	
	3.75 CAN GOVT 190601	2,400,000.00	2,649,192.00	
	4 CAN GOVT 160601	1,800,000.00	1,924,542.00	
	4 CAN GOVT 170601	1,750,000.00	1,909,670.00	
	4 CAN GOVT 410601	2,000,000.00	2,380,200.00	
	4.25 CAN GOVT 180601	1,300,000.00	1,451,346.00	
	4.5 CAN GOVT 150601	1,800,000.00	1,884,762.00	
	5 CAN GOVT 370601	1,600,000.00	2,158,720.00	
	5.75 CAN GOVT 290601	1,450,000.00	1,994,518.50	
	5.75 CAN GOVT 330601	1,800,000.00	2,564,730.00	
	8 CAN GOVT 270601	900,000.00	1,442,898.00	
	国債証券 小 計	41,400,000.00	45,531,594.50 (4,213,493,755)	
カナダドル 小 計		41,400,000.00	45,531,594.50 (4,213,493,755)	
オーストラリアドル				
国債証券	2.75 AUST GOVT 240421	1,500,000.00	1,337,805.00	
	3.25 AUST GOVT 250421	700,000.00	644,434.00	
	3.25 AUST GOVT 290421	700,000.00	607,166.00	
	4.25 AUST GOVT 170721	1,800,000.00	1,876,374.00	
	4.5 AUST GOVT 200415	2,300,000.00	2,423,050.00	
	4.5 AUST GOVT 330421	800,000.00	787,400.00	
	4.75 AUST GOVT 151021	1,700,000.00	1,763,920.00	
	4.75 AUST GOVT 160615	2,400,000.00	2,514,768.00	
	4.75 AUST GOVT 270421	1,400,000.00	1,463,378.00	
	5.25 AUST GOVT 190315	1,900,000.00	2,071,665.00	
	5.5 AUST GOVT 180121	2,400,000.00	2,615,520.00	
	5.5 AUST GOVT 230421	2,500,000.00	2,797,125.00	
	5.75 AUST GOVT 210515	2,200,000.00	2,486,044.00	
	5.75 AUST GOVT 220715	2,100,000.00	2,382,765.00	
	6 AUST GOVT 170215	2,200,000.00	2,402,400.00	
	6.25 AUST GOVT 150415	1,800,000.00	1,882,296.00	
	国債証券 小 計	28,400,000.00	30,056,110.00 (2,674,693,228)	
オーストラリアドル 小 計		28,400,000.00	30,056,110.00 (2,674,693,228)	
イギリスポンド				
国債証券	1 GILT 170907	3,500,000.00	3,456,775.00	
	1.25 GILT 180722	3,800,000.00	3,729,320.00	
	1.75 GILT 170122	2,200,000.00	2,244,110.00	
	1.75 GILT 220907	3,100,000.00	2,894,005.00	
	2 GILT 160122	3,100,000.00	3,180,290.00	
	2.25 GILT 230907	2,100,000.00	2,008,020.00	
	2.75 GILT 150122	2,200,000.00	2,249,610.00	
	3.25 GILT 440122	2,300,000.00	2,178,790.00	
	3.5 GILT 680722	900,000.00	903,015.00	
	3.75 GILT 190907	2,100,000.00	2,295,195.00	
	3.75 GILT 200907	2,500,000.00	2,735,250.00	
	3.75 GILT 210907	2,600,000.00	2,843,360.00	
	3.75 GILT 520722	1,500,000.00	1,579,875.00	
	4 GILT 160907	3,000,000.00	3,243,300.00	
	4 GILT 220307	1,700,000.00	1,890,910.00	
	4 GILT 600122	1,700,000.00	1,909,440.00	
	4.25 GILT 271207	1,700,000.00	1,913,435.00	
	4.25 GILT 320607	2,500,000.00	2,810,625.00	
	4.25 GILT 360307	2,435,000.00	2,736,453.00	
	4.25 GILT 390907	1,600,000.00	1,806,400.00	

	4.25 GILT 401207	1,900,000.00	2,148,045.00	
	4.25 GILT 461207	1,900,000.00	2,177,305.00	
	4.25 GILT 491207	1,700,000.00	1,966,900.00	
	4.25 GILT 551207	2,100,000.00	2,462,355.00	
	4.5 GILT 190307	2,300,000.00	2,596,240.00	
	4.5 GILT 340907	2,100,000.00	2,439,570.00	
	4.5 GILT 421207	2,400,000.00	2,839,320.00	
	4.75 GILT 150907	2,750,000.00	2,935,487.50	
	4.75 GILT 200307	2,600,000.00	2,994,030.00	
	4.75 GILT 301207	2,100,000.00	2,496,375.00	
	4.75 GILT 381207	2,000,000.00	2,428,700.00	
	5 GILT 180307	2,400,000.00	2,734,200.00	
	5 GILT 250307	1,900,000.00	2,281,995.00	
	6 GILT 281207	1,300,000.00	1,737,255.00	
	8 GILT 151207	500,000.00	569,125.00	
	8 GILT 210607	1,600,000.00	2,210,240.00	
	8.75 GILT 170825	650,000.00	818,610.00	
	国債証券 小 計	78,735,000.00	86,443,930.50 (14,586,548,832)	
イギリスポンド 小 計		78,735,000.00	86,443,930.50 (14,586,548,832)	
スイスフラン				
国債証券	2.25 SWISS GOVT 200706	500,000.00	557,050.00	
	2.5 SWISS GOVT 160312	1,000,000.00	1,055,000.00	
	3 SWISS GOVT 180108	800,000.00	893,280.00	
	3 SWISS GOVT 190512	700,000.00	802,130.00	
	3.75 SWISS GOVT 150610	200,000.00	210,660.00	
	4 SWISS GOVT 230211	500,000.00	636,200.00	
	4 SWISS GOVT 280408	700,000.00	938,140.00	
	4.25 SWISS GOVT 170605	700,000.00	799,890.00	
	国債証券 小 計	5,100,000.00	5,892,350.00 (673,849,146)	
スイスフラン 小 計		5,100,000.00	5,892,350.00 (673,849,146)	
シンガポールドル				
国債証券	0.25 SINGAPORGOVT 150201	300,000.00	299,853.00	
	0.5 SINGAPORGOVT 180401	300,000.00	293,820.00	
	1.125SINGAPORGOVT 160401	200,000.00	203,120.00	
	2.25 SINGAPORGOVT 210601	400,000.00	403,600.00	
	2.375 SINGAPORGOV 170401	600,000.00	632,280.00	
	2.5 SINGAPORGOVT 190601	500,000.00	523,800.00	
	2.75 SINGAPORGOVT 230701	200,000.00	205,220.00	
	2.75 SINGAPORGOVT 420401	400,000.00	374,120.00	
	2.875SINGAPORGOVT 150701	800,000.00	828,960.00	
	2.875SINGAPORGOVT 300901	400,000.00	393,640.00	
	3 SINGAPORGOVT 240901	400,000.00	413,160.00	
	3.125SINGAPORGOVT 220901	600,000.00	637,440.00	
	3.25 SINGAPORGOVT 200901	600,000.00	648,000.00	
	3.375 SINGAPORGOV 330901	100,000.00	104,533.00	
	3.5 SINGAPORGOVT 270301	600,000.00	643,260.00	
	3.75 SINGAPORGOVT 160901	750,000.00	813,600.00	
	4 SINGAPORGOVT 180901	500,000.00	562,150.00	
	国債証券 小 計	7,650,000.00	7,980,556.00 (639,162,730)	
シンガポールドル 小 計		7,650,000.00	7,980,556.00 (639,162,730)	
マレーシアリンギット				
国債証券	3.172 MALAYSIA 160715	500,000.00	499,330.00	
	3.26 MALAYSIAGOVT 180301	1,200,000.00	1,179,432.00	
	3.314 MALAYSIA 171031	700,000.00	692,132.00	
	3.418MALAYSIAGOVT 220815	1,100,000.00	1,031,998.00	
	3.48 MALAYSIAGOVT 230315	1,500,000.00	1,409,310.00	
	3.492 MALAYSIAGOV 200331	1,000,000.00	967,080.00	
	3.502MALAYSIAGOVT 270531	1,000,000.00	893,640.00	
	3.58 MALAYSIAGOVT 180928	600,000.00	594,276.00	
	3.733 MALAYSIAGO 280615	500,000.00	455,255.00	
	3.741 MALAYSIAGOV 150227	1,700,000.00	1,712,002.00	
	3.814MALAYSIAGOVT 170215	2,600,000.00	2,620,618.00	

	3.835MALAYSIAGOVT 150812	1,900,000.00	1,920,786.00	
	3.892 MALAYSIAGOV 270315	100,000.00	92,968.00	
	4.012 MALAYSIAGOV 170915	2,300,000.00	2,330,061.00	
	4.127 MALAYSIA 320415	1,700,000.00	1,583,108.00	
	4.16 MALAYSIAGOVT 210715	1,600,000.00	1,591,520.00	
	4.24 MALAYSIAGOVT 180207	1,000,000.00	1,018,130.00	
	4.262MALAYSIAGOVT 160915	3,800,000.00	3,893,138.00	
	4.378MALAYSIAGOVT 191129	2,800,000.00	2,851,660.00	
	4.392 MALAYSIAGOV 260415	1,200,000.00	1,184,520.00	
	4.72 MALAYSIAGOVT 150930	500,000.00	512,875.00	
	5.734MALAYSIAGOVT 190730	1,000,000.00	1,082,970.00	
	国債証券 小 計	30,300,000.00	30,116,809.00 (921,875,523)	
マレーシアリンギット 小 計		30,300,000.00	30,116,809.00 (921,875,523)	
スウェーデンクローネ				
国債証券	1.5 SWD GOVT 231113	8,800,000.00	8,207,232.00	
	3 SWD GOVT 160712	6,000,000.00	6,288,480.00	
	3.5 SWD GOVT 220601	9,000,000.00	9,951,840.00	
	3.5 SWD GOVT 390330	5,600,000.00	6,137,208.00	
	3.75 SWD GOVT 170812	8,000,000.00	8,683,360.00	
	4.25 SWD GOVT 190312	8,500,000.00	9,600,750.00	
	4.5 SWD GOVT 150812	7,800,000.00	8,243,976.00	
	5 SWD GOVT 201201	6,600,000.00	7,898,814.00	
	国債証券 小 計	60,300,000.00	65,011,660.00 (1,034,335,510)	
スウェーデンクローネ 小 計		60,300,000.00	65,011,660.00 (1,034,335,510)	
ノルウェークローネ				
国債証券	2 NORWE GOVT 230524	4,100,000.00	3,824,685.00	
	3.75 NORWE GOVT 210525	7,600,000.00	8,203,440.00	
	4.25 NORWE GOVT 170519	7,300,000.00	7,888,380.00	
	4.5 NORWE GOVT 190522	6,500,000.00	7,252,700.00	
	5 NORWE GOVT 150515	8,600,000.00	8,996,460.00	
	国債証券 小 計	34,100,000.00	36,165,665.00 (603,604,948)	
ノルウェークローネ 小 計		34,100,000.00	36,165,665.00 (603,604,948)	
デンマーククローネ				
国債証券	1.5 DMK GOVT 231115	5,900,000.00	5,759,285.00	
	2.5 DMK GOVT 161115	3,500,000.00	3,718,225.00	
	3 DMK GOVT 211115	12,100,000.00	13,530,825.00	
	4 DMK GOVT 151115	9,600,000.00	10,273,440.00	
	4 DMK GOVT 171115	6,400,000.00	7,258,880.00	
	4 DMK GOVT 191115	10,900,000.00	12,768,260.00	
	4.5 DMK GOVT 391115	14,100,000.00	19,306,425.00	
	7 DMK GOVT 241110	3,000,000.00	4,546,350.00	
	国債証券 小 計	65,500,000.00	77,161,690.00 (1,447,553,304)	
デンマーククローネ 小 計		65,500,000.00	77,161,690.00 (1,447,553,304)	
メキシコペソ				
国債証券	10 MEXICAN BONOS 241205	11,600,000.00	14,670,288.00	
	10 MEXICAN BONOS 361120	9,300,000.00	11,617,746.00	
	4.75 MEXICAN BONO 180614	2,000,000.00	1,955,000.00	
	5 MEXICAN BONOS 170615	15,100,000.00	15,231,370.00	
	6 MEXICAN BONOS 150618	11,000,000.00	11,323,290.00	
	6.25 MEXICAN BONO 160616	17,300,000.00	18,155,139.00	
	6.5 MEXICAN BONOS 210610	13,100,000.00	13,364,358.00	
	6.5 MEXICAN BONOS 220609	12,400,000.00	12,492,008.00	
	7.25 MEXICAN BONO 161215	13,700,000.00	14,736,405.00	
	7.5 MEXICAN BONOS 270603	11,000,000.00	11,657,360.00	
	7.75 MEXICAN BONO 171214	9,700,000.00	10,619,754.00	
	7.75 MEXICAN BONO 310529	13,500,000.00	13,970,340.00	
	7.75 MEXICAN BONO 421113	5,900,000.00	5,908,496.00	
	8 MEXICAN BONOS 151217	13,800,000.00	14,818,302.00	
	8 MEXICAN BONOS 200611	10,500,000.00	11,666,760.00	
	8 MEXICAN BONOS 231207	9,500,000.00	10,524,005.00	

	8.5 MEXICAN BONOS 181213	6,100,000.00	6,905,749.00	
	8.5 MEXICAN BONOS 290531	12,900,000.00	14,479,476.00	
	8.5 MEXICAN BONOS 381118	14,200,000.00	15,430,146.00	
	国債証券 小 計	212,600,000.00	229,525,992.00 (1,744,397,539)	
メキシコペソ 小 計		212,600,000.00	229,525,992.00 (1,744,397,539)	
ポーランドズロチ				
国債証券	2.5 POLAND 180725	1,000,000.00	951,850.00	
	3.75 POLAND 180425	4,800,000.00	4,829,280.00	
	4 POLAND 231025	2,600,000.00	2,514,980.00	
	4.75 POLAND 161025	3,300,000.00	3,435,960.00	
	4.75 POLAND 170425	2,500,000.00	2,604,375.00	
	5 POLAND 160425	3,000,000.00	3,125,700.00	
	5.25 POLAND 171025	3,400,000.00	3,607,400.00	
	5.25 POLAND 201025	2,900,000.00	3,095,315.00	
	5.5 POLAND 150425	3,300,000.00	3,407,745.00	
	5.5 POLAND 191025	3,600,000.00	3,890,520.00	
	5.75 POLAND 211025	1,900,000.00	2,081,640.00	
	5.75 POLAND 220923	4,200,000.00	4,612,440.00	
	5.75 POLAND 290425	1,200,000.00	1,331,424.00	
	6.25 POLAND 151024	4,600,000.00	4,859,900.00	
	POLAND 160125	1,500,000.00	1,413,975.00	
	国債証券 小 計	43,800,000.00	45,762,504.00 (1,524,349,008)	
ポーランドズロチ 小 計		43,800,000.00	45,762,504.00 (1,524,349,008)	
南アフリカランド				
国債証券	10.5 SOUTH AFRICA 261221	17,300,000.00	19,888,253.00	
	6.25 SOUTH AFRICA 360331	10,000,000.00	7,178,300.00	
	6.5 SOUTH AFRICA 410228	8,400,000.00	6,046,404.00	
	6.75 SOUTH AFRICA 210331	11,100,000.00	10,328,772.00	
	7 SOUTH AFRICA 310228	8,300,000.00	6,794,961.00	
	7.25 SOUTH AFRICA 200115	11,400,000.00	11,055,606.00	
	7.75 SOUTH AFRICA 230228	3,900,000.00	3,768,219.00	
	8 SOUTH AFRICA 181221	9,700,000.00	9,855,588.00	
	8.25 SOUTH AFRICA 170915	10,000,000.00	10,296,400.00	
	8.75 SOUTH AFRICA 480228	4,900,000.00	4,555,089.00	
	国債証券 小 計	95,000,000.00	89,767,592.00 (825,861,846)	
南アフリカランド 小 計		95,000,000.00	89,767,592.00 (825,861,846)	
ユーロ				
国債証券	0 NETH GOVT 160415	1,500,000.00	1,491,075.00	
	0 SCHATS 150612	800,000.00	798,760.00	
	0 SCHATS 151211	300,000.00	299,295.00	
	0.25 O.A.T 151125	1,800,000.00	1,799,640.00	
	0.25 OBL 180413	1,600,000.00	1,580,640.00	
	0.25 SCHATS 150313	1,900,000.00	1,902,850.00	
	0.25 SCHATS 150911	1,200,000.00	1,202,640.00	
	0.5 OBL 170407	2,300,000.00	2,315,180.00	
	0.5 OBL 171013	1,400,000.00	1,405,740.00	
	0.5 OBL 180223	2,100,000.00	2,100,210.00	
	0.75 NETH GOVT 150415	1,600,000.00	1,611,360.00	
	0.75 OBL 170224	2,000,000.00	2,029,300.00	
	1 BTAN 170725	2,200,000.00	2,226,840.00	
	1 O.A.T 180525	2,600,000.00	2,611,960.00	
	1 O.A.T 181125	1,800,000.00	1,796,490.00	
	1 OBL 181012	1,200,000.00	1,219,200.00	
	1.25 BEL GOVT 180622	1,400,000.00	1,416,240.00	
	1.25 NETH GOVT 180115	1,700,000.00	1,736,295.00	
	1.25 NETH GOVT 190115	800,000.00	810,640.00	
	1.25 OBL 161014	1,900,000.00	1,953,960.00	
	1.5 BUND 220904	2,200,000.00	2,202,090.00	
	1.5 BUND 230215	2,100,000.00	2,086,875.00	
	1.5 BUND 230515	2,200,000.00	2,176,130.00	
	1.5 FINNISH GOVT 230415	300,000.00	290,340.00	
	1.625 FINNISH GOV 220915	1,000,000.00	986,900.00	

1.75 AUSTRIA GOVT 231020	600,000.00	585,750.00	
1.75 BTAN 170225	2,700,000.00	2,801,655.00	
1.75 BUND 220704	2,900,000.00	2,972,210.00	
1.75 FINNISH GOVT 160415	700,000.00	723,485.00	
1.75 NETH GOVT 230715	1,900,000.00	1,861,240.00	
1.75 O.A.T 230525	3,100,000.00	2,995,375.00	
1.75 OBL 151009	2,100,000.00	2,158,065.00	
1.875 FINNISH GOV 170415	500,000.00	522,200.00	
1.95 AUSTRIA GOVT 190618	800,000.00	835,160.00	
2 BTAN 150712	4,000,000.00	4,103,400.00	
2 BUND 220104	2,600,000.00	2,729,610.00	
2 BUND 230815	1,800,000.00	1,853,820.00	
2 OBL 160226	2,300,000.00	2,389,355.00	
2.25 BEL GOVT 230622	1,400,000.00	1,395,800.00	
2.25 BTAN 160225	3,100,000.00	3,226,015.00	
2.25 BUND 200904	1,800,000.00	1,939,770.00	
2.25 BUND 210904	1,700,000.00	1,822,740.00	
2.25 ITALY GOVT 160515	2,100,000.00	2,141,055.00	
2.25 NETH GOVT 220715	1,900,000.00	1,968,685.00	
2.25 O.A.T 221025	2,800,000.00	2,850,260.00	
2.25 OBL 150410	2,800,000.00	2,871,400.00	
2.4 AUSTRIA GOVT 340523	300,000.00	285,855.00	
2.5 BTAN 150115	2,400,000.00	2,453,280.00	
2.5 BTAN 160725	3,500,000.00	3,685,675.00	
2.5 BUND 210104	2,300,000.00	2,511,600.00	
2.5 BUND 440704	2,000,000.00	1,974,600.00	
2.5 ITALY GOVT 150301	2,000,000.00	2,035,400.00	
2.5 NETH GOVT 170115	1,900,000.00	2,015,520.00	
2.5 NETH GOVT 330115	1,200,000.00	1,172,460.00	
2.5 O.A.T 201025	4,100,000.00	4,352,765.00	
2.5 OBL 150227	2,200,000.00	2,256,870.00	
2.625 FINNISH GOV 420704	300,000.00	295,395.00	
2.75 BEL GOVT 160328	900,000.00	946,530.00	
2.75 FINNISH GOVT 280704	500,000.00	518,275.00	
2.75 ITALY GOVT 151201	1,300,000.00	1,338,610.00	
2.75 ITALY GOVT 161115	800,000.00	824,640.00	
2.75 NETH GOVT 150115	2,000,000.00	2,050,000.00	
2.75 O.A.T 271025	2,200,000.00	2,197,580.00	
2.75 OBL 160408	2,500,000.00	2,642,500.00	
2.75 SPAIN GOVT 150331	1,200,000.00	1,225,800.00	
3 BEL GOVT 190928	1,100,000.00	1,198,450.00	
3 BUND 200704	2,700,000.00	3,037,500.00	
3 ITALY GOVT 150415	3,100,000.00	3,178,120.00	
3 ITALY GOVT 150615	2,700,000.00	2,775,870.00	
3 ITALY GOVT 151101	2,500,000.00	2,584,000.00	
3 O.A.T 151025	3,900,000.00	4,087,785.00	
3 O.A.T 220425	3,600,000.00	3,901,860.00	
3 SPAIN GOVT 150430	2,700,000.00	2,769,660.00	
3.15 AUSTRIA GOVT 440620	1,000,000.00	1,067,250.00	
3.15 SPAIN GOVT 160131	2,800,000.00	2,906,820.00	
3.2 AUSTRIA GOVT 170220	1,300,000.00	1,408,160.00	
3.25 BEL GOVT 160928	1,650,000.00	1,772,925.00	
3.25 BUND 150704	2,500,000.00	2,611,750.00	
3.25 BUND 200104	2,700,000.00	3,067,335.00	
3.25 BUND 210704	2,300,000.00	2,632,810.00	
3.25 BUND 420704	1,900,000.00	2,167,140.00	
3.25 NETH GOVT 150715	2,100,000.00	2,193,870.00	
3.25 NETH GOVT 210715	2,100,000.00	2,347,170.00	
3.25 O.A.T 160425	3,700,000.00	3,941,055.00	
3.25 O.A.T 211025	4,300,000.00	4,756,875.00	
3.25 O.A.T 450525	700,000.00	693,910.00	
3.25 SPAIN GOVT 160430	2,700,000.00	2,812,320.00	
3.3 SPAIN GOVT 160730	1,400,000.00	1,461,530.00	
3.375 FINNISH GOV 200415	800,000.00	899,520.00	
3.4 AUSTRIA GOVT 221122	800,000.00	898,720.00	
3.5 AUSTRIA GOVT 150715	1,700,000.00	1,782,110.00	
3.5 AUSTRIA GOVT 210915	2,000,000.00	2,264,100.00	

3.5 BEL GOVT 150328	1,100,000.00	1,141,910.00	
3.5 BEL GOVT 170628	1,400,000.00	1,533,910.00	
3.5 BUND 160104	3,300,000.00	3,515,490.00	
3.5 BUND 190704	2,800,000.00	3,204,180.00	
3.5 FINNISH GOVT 210415	800,000.00	908,160.00	
3.5 ITALY GOVT 171101	2,100,000.00	2,203,320.00	
3.5 ITALY GOVT 180601	1,900,000.00	1,991,200.00	
3.5 NETH GOVT 200715	1,800,000.00	2,040,660.00	
3.5 O.A.T 150425	3,100,000.00	3,225,860.00	
3.5 O.A.T 200425	4,300,000.00	4,836,640.00	
3.5 O.A.T 260425	3,800,000.00	4,155,680.00	
3.65 AUSTRIA GOVT 220420	1,100,000.00	1,258,180.00	
3.75 BEL GOVT 150928	1,350,000.00	1,428,637.50	
3.75 BEL GOVT 200928	2,200,000.00	2,499,970.00	
3.75 BEL GOVT 450622	500,000.00	537,000.00	
3.75 BUND 150104	2,900,000.00	2,998,600.00	
3.75 BUND 170104	2,400,000.00	2,646,600.00	
3.75 BUND 190104	2,900,000.00	3,333,405.00	
3.75 ITALY GOVT 150801	3,200,000.00	3,329,920.00	
3.75 ITALY GOVT 160415	2,000,000.00	2,105,700.00	
3.75 ITALY GOVT 160801	3,700,000.00	3,905,535.00	
3.75 ITALY GOVT 210301	3,100,000.00	3,212,065.00	
3.75 ITALY GOVT 210801	3,900,000.00	4,024,800.00	
3.75 NETH GOVT 230115	1,400,000.00	1,617,910.00	
3.75 NETH GOVT 420115	1,700,000.00	2,041,615.00	
3.75 O.A.T 170425	4,000,000.00	4,409,400.00	
3.75 O.A.T 191025	3,700,000.00	4,208,380.00	
3.75 O.A.T 210425	4,200,000.00	4,798,080.00	
3.75 SPAIN GOVT 151031	2,100,000.00	2,195,970.00	
3.75 SPAIN GOVT 181031	1,700,000.00	1,806,335.00	
3.8 SPAIN GOVT 170131	2,600,000.00	2,765,620.00	
3.875 FINNISH GOVT170915	1,100,000.00	1,229,910.00	
3.9 AUSTRIA GOVT 200715	1,600,000.00	1,847,360.00	
3.9 IRISH GOVT 230320	500,000.00	533,650.00	
4 AUSTRIA GOVT 160915	1,400,000.00	1,533,840.00	
4 BEL GOVT 170328	1,500,000.00	1,659,825.00	
4 BEL GOVT 180328	1,400,000.00	1,578,150.00	
4 BEL GOVT 190328	1,300,000.00	1,483,885.00	
4 BEL GOVT 220328	1,700,000.00	1,956,870.00	
4 BEL GOVT 320328	900,000.00	1,017,000.00	
4 BUND 160704	2,900,000.00	3,169,555.00	
4 BUND 180104	2,700,000.00	3,076,785.00	
4 BUND 370104	2,700,000.00	3,381,345.00	
4 FINNISH GOVT 250704	800,000.00	945,320.00	
4 ITALY GOVT 170201	3,000,000.00	3,194,100.00	
4 ITALY GOVT 200901	3,100,000.00	3,285,070.00	
4 ITALY GOVT 370201	3,000,000.00	2,814,900.00	
4 NETH GOVT 160715	1,700,000.00	1,853,170.00	
4 NETH GOVT 180715	2,000,000.00	2,277,100.00	
4 NETH GOVT 190715	1,700,000.00	1,961,630.00	
4 NETH GOVT 370115	1,700,000.00	2,077,145.00	
4 O.A.T 180425	3,100,000.00	3,506,875.00	
4 O.A.T 381025	2,850,000.00	3,253,132.50	
4 O.A.T 550425	1,950,000.00	2,234,992.50	
4 O.A.T 600425	1,100,000.00	1,262,800.00	
4 SPAIN GOVT 150730	2,500,000.00	2,611,000.00	
4 SPAIN GOVT 200430	2,500,000.00	2,661,750.00	
4.1 SPAIN GOVT 180730	2,500,000.00	2,698,875.00	
4.15 AUSTRIA GOVT 370315	1,650,000.00	2,033,955.00	
4.2 SPAIN GOVT 370131	2,000,000.00	1,893,600.00	
4.25 BEL GOVT 210928	1,900,000.00	2,224,520.00	
4.25 BEL GOVT 220928	1,900,000.00	2,219,960.00	
4.25 BEL GOVT 410328	1,400,000.00	1,649,620.00	
4.25 BUND 170704	2,900,000.00	3,288,020.00	
4.25 BUND 180704	2,700,000.00	3,136,860.00	
4.25 BUND 390704	1,700,000.00	2,238,475.00	
4.25 FINNISH GOVT 150704	600,000.00	635,160.00	

4.25 ITALY GOVT 150201	1,900,000.00	1,965,645.00	
4.25 ITALY GOVT 190201	2,500,000.00	2,703,250.00	
4.25 ITALY GOVT 190901	3,100,000.00	3,347,070.00	
4.25 ITALY GOVT 200301	3,200,000.00	3,438,560.00	
4.25 O.A.T 171025	3,600,000.00	4,071,780.00	
4.25 O.A.T 181025	3,500,000.00	4,028,325.00	
4.25 O.A.T 190425	3,800,000.00	4,400,780.00	
4.25 O.A.T 231025	4,000,000.00	4,706,200.00	
4.25 SPAIN GOVT 161031	2,700,000.00	2,894,940.00	
4.3 AUSTRIA GOVT 170915	900,000.00	1,018,980.00	
4.3 SPAIN GOVT 191031	2,400,000.00	2,611,440.00	
4.35 AUSTRIA GOVT 190315	1,300,000.00	1,515,020.00	
4.375 FINNISH GOV 190704	600,000.00	704,220.00	
4.4 IRISH GOVT 190618	1,000,000.00	1,120,600.00	
4.4 SPAIN GOVT 150131	2,100,000.00	2,175,705.00	
4.4 SPAIN GOVT 231031	1,700,000.00	1,782,110.00	
4.5 BEL GOVT 260328	900,000.00	1,070,955.00	
4.5 IRISH GOVT 150218	400,000.00	417,520.00	
4.5 IRISH GOVT 181018	1,150,000.00	1,293,865.00	
4.5 IRISH GOVT 200418	1,400,000.00	1,573,670.00	
4.5 ITALY GOVT 150715	1,300,000.00	1,365,780.00	
4.5 ITALY GOVT 180201	3,200,000.00	3,477,440.00	
4.5 ITALY GOVT 180801	3,200,000.00	3,491,680.00	
4.5 ITALY GOVT 190301	2,900,000.00	3,173,035.00	
4.5 ITALY GOVT 200201	2,900,000.00	3,154,765.00	
4.5 ITALY GOVT 230501	2,300,000.00	2,432,825.00	
4.5 ITALY GOVT 240301	1,500,000.00	1,577,475.00	
4.5 ITALY GOVT 260301	2,800,000.00	2,930,480.00	
4.5 NETH GOVT 170715	1,700,000.00	1,929,245.00	
4.5 O.A.T 410425	2,900,000.00	3,578,890.00	
4.5 SPAIN GOVT 180131	2,300,000.00	2,511,945.00	
4.6 IRISH GOVT 160418	1,300,000.00	1,409,785.00	
4.6 SPAIN GOVT 190730	2,200,000.00	2,428,030.00	
4.65 AUSTRIA GOVT 180115	1,500,000.00	1,730,775.00	
4.65 SPAIN GOVT 250730	1,900,000.00	2,015,425.00	
4.7 SPAIN GOVT 410730	1,500,000.00	1,511,625.00	
4.75 BUND 280704	1,300,000.00	1,705,665.00	
4.75 BUND 340704	2,500,000.00	3,401,500.00	
4.75 BUND 400704	1,800,000.00	2,556,810.00	
4.75 ITALY GOVT 160915	2,000,000.00	2,163,700.00	
4.75 ITALY GOVT 170501	1,600,000.00	1,741,360.00	
4.75 ITALY GOVT 170601	1,900,000.00	2,067,770.00	
4.75 ITALY GOVT 210901	2,900,000.00	3,170,715.00	
4.75 ITALY GOVT 230801	3,100,000.00	3,346,450.00	
4.75 ITALY GOVT 280901	1,600,000.00	1,683,600.00	
4.75 ITALY GOVT 440901	900,000.00	910,530.00	
4.75 O.A.T 350425	2,500,000.00	3,148,000.00	
4.8 SPAIN GOVT 240131	2,000,000.00	2,156,600.00	
4.85 AUSTRIA GOVT 260315	900,000.00	1,141,515.00	
4.85 SPAIN GOVT 201031	2,300,000.00	2,551,390.00	
4.9 SPAIN GOVT 400730	1,450,000.00	1,506,840.00	
5 BEL GOVT 350328	2,300,000.00	2,954,810.00	
5 IRISH GOVT 201018	1,100,000.00	1,271,985.00	
5 ITALY GOVT 220301	2,100,000.00	2,318,085.00	
5 ITALY GOVT 250301	3,000,000.00	3,261,750.00	
5 ITALY GOVT 340801	2,700,000.00	2,869,560.00	
5 ITALY GOVT 390801	2,300,000.00	2,428,570.00	
5 ITALY GOVT 400901	2,500,000.00	2,629,000.00	
5 O.A.T 161025	3,800,000.00	4,275,380.00	
5.25 ITALY GOVT 170801	3,000,000.00	3,324,600.00	
5.25 ITALY GOVT 291101	3,500,000.00	3,844,575.00	
5.4 IRISH GOVT 250313	1,400,000.00	1,641,010.00	
5.4 SPAIN GOVT 230131	2,200,000.00	2,483,580.00	
5.5 BEL GOVT 170928	1,000,000.00	1,172,650.00	
5.5 BEL GOVT 280328	2,000,000.00	2,622,600.00	
5.5 BUND 310104	2,100,000.00	3,007,515.00	
5.5 IRISH GOVT 171018	500,000.00	572,575.00	

	5.5 ITALY GOVT 220901	2,200,000.00	2,498,760.00	
	5.5 ITALY GOVT 221101	2,300,000.00	2,613,605.00	
	5.5 NETH GOVT 280115	1,600,000.00	2,184,320.00	
	5.5 O.A.T 290425	3,300,000.00	4,384,545.00	
	5.5 SPAIN GOVT 170730	2,400,000.00	2,694,960.00	
	5.5 SPAIN GOVT 210430	2,900,000.00	3,324,270.00	
	5.625 BUND 280104	1,700,000.00	2,405,075.00	
	5.75 ITALY GOVT 330201	1,950,000.00	2,263,267.50	
	5.75 O.A.T 321025	2,950,000.00	4,122,477.50	
	5.75 SPAIN GOVT 320730	1,900,000.00	2,231,075.00	
	5.85 SPAIN GOVT 220131	2,200,000.00	2,562,890.00	
	5.9 IRISH GOVT 191018	800,000.00	959,920.00	
	5.9 SPAIN GOVT 260730	1,300,000.00	1,532,635.00	
	6 BUND 160620	140,000.00	159,453.00	
	6 ITALY GOVT 310501	3,500,000.00	4,152,400.00	
	6 O.A.T 251025	2,300,000.00	3,114,890.00	
	6 SPAIN GOVT 290131	3,000,000.00	3,567,750.00	
	6.25 AUSTRIA GOVT 270715	900,000.00	1,295,820.00	
	6.25 BUND 240104	1,300,000.00	1,842,685.00	
	6.25 BUND 300104	1,000,000.00	1,522,350.00	
	6.5 BUND 270704	1,400,000.00	2,122,260.00	
	6.5 ITALY GOVT 271101	3,000,000.00	3,695,850.00	
	7.25 ITALY GOVT 261101	1,200,000.00	1,566,000.00	
	8 BEL GOVT 150328	900,000.00	981,135.00	
	8.5 O.A.T 191025	1,000,000.00	1,401,600.00	
	8.5 O.A.T 230425	1,300,000.00	2,000,635.00	
	9 ITALY GOVT 231101	1,400,000.00	1,989,260.00	
	国債証券 小 計	516,490,000.00	569,787,020.50 (79,764,484,999)	
ユーロ 小 計		516,490,000.00	569,787,020.50 (79,764,484,999)	
合　　計		—	182,725,125,567 (182,725,125,567)	

（注１）通貨の種類ごとの小計欄の(　)内は、邦貨換算額であります。
（注２）合計金額欄の(　)内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

通　貨	銘　柄　数		組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカドル	国債証券	199銘柄	100.00%	39.44%
カナダドル	国債証券	29銘柄	100.00%	2.31%
オーストラリアドル	国債証券	16銘柄	100.00%	1.46%
イギリスポンド	国債証券	37銘柄	100.00%	7.98%
スイスフラン	国債証券	8銘柄	100.00%	0.37%
シンガポールドル	国債証券	17銘柄	100.00%	0.35%
マレーシアリンギット	国債証券	22銘柄	100.00%	0.50%
スウェーデンクローネ	国債証券	8銘柄	100.00%	0.57%
ノルウェークローネ	国債証券	5銘柄	100.00%	0.33%
デンマーククローネ	国債証券	8銘柄	100.00%	0.79%
メキシコペソ	国債証券	19銘柄	100.00%	0.95%
ポーランドズロチ	国債証券	15銘柄	100.00%	0.83%
南アフリカランド	国債証券	10銘柄	100.00%	0.45%
ユーロ	国債証券	253銘柄	100.00%	43.65%

第２　信用取引契約残高明細表
　　該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
　　（デリバティブ取引等関係に関する注記）に記載しております。

２【ファンドの現況】
【純資産額計算書】

平成26年2月28日現在
（単位：円）

Ⅰ 資 産 総 額	4,308,164,362
Ⅱ 負 債 総 額	7,851,017
Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	4,300,313,345
Ⅳ 発 行 済 口 数	3,472,325,193 口
Ⅴ １口当たり純資産価額（Ⅲ／Ⅳ）	1.2385 （ １万口当たり 12,385 ）

＜参考＞
「外国債券インデックスマザーファンド」の現況
純資産額計算書

平成26年2月28日現在
（単位：円）

Ⅰ 資 産 総 額	185,362,189,344
Ⅱ 負 債 総 額	80,662,898
Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	185,281,526,446
Ⅳ 発 行 済 口 数	100,751,487,085 口
Ⅴ １口当たり純資産価額（Ⅲ／Ⅳ）	1.8390 （ １万口当たり 18,390 ）

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

（１）名義書換
委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。
したがって、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（２）受益者等に対する特典
該当事項はありません。

（３）譲渡制限の内容
譲渡制限はありません。

（４）受益権の譲渡
①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
③上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（５）受益権の譲渡の対抗要件
受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（６）受益権の再分割
委託会社は、受託会社と合意のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（７）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて
振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受付け、解約代金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

（１）資本金の額等

平成26年２月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、124,098株を発行済です。最近５年間における資本金の額の増減はありません。

（２）委託会社の機構

・会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する機関として、経営会議を設置します。

・投資運用の意思決定機構

①投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

②運用戦略の決定

運用戦略委員会において、①で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

③運用計画の決定

②で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

④ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部門から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

⑤投資行動のモニタリング１

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

⑥投資行動のモニタリング２

運用部門から独立した管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

⑦ファンドに関係する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

⑧運用・管理に関する監督

内部監査担当部署（５名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

さらに、委託会社は、三菱ＵＦＪ信託銀行からの投資環境および全資産に関する助言を活用して、質の高い運用サービスの提供に努めています。
ファンドの運用体制等は平成26年２月末現在のものであり、今後変更される可能性があります。

２【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。
平成26年２月28日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

商品分類	本　数（本）	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	477	6,809,598
追加型公社債投資信託	18	723,171
単位型株式投資信託	21	430,189
単位型公社債投資信託	5	185,525
合　計	521	8,148,482

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

３【委託会社等の経理状況】

（１） 財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱ＵＦＪ投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）」に基づき作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）」（以下「中間財務諸表等規則」という。）第38条及び第57条の規定により、中間財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づき作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表に掲載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

（２） 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第28期事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第29期事業年度に係る中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより中間監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	第27期 (平成24年3月31日現在)		第28期 (平成25年3月31日現在)	
(資産の部)				
流動資産				
現金及び預金	※2	14,298,590	※2	22,261,065
有価証券	※2	8,000,000	※2	8,000,000
前払費用		154,925		159,117
未収入金		13,813		5,504
未収委託者報酬		3,977,324		4,489,181
未収収益	※2	42,563	※2	47,936
繰延税金資産		339,052		402,791
金銭の信託	※2	30,000	※2	30,000
その他		27,621		39,167
流動資産合計		26,883,891		35,434,764
固定資産				
有形固定資産				
建物	※1	281,399	※1	270,058
器具備品	※1	177,757	※1	171,754
土地		1,205,031		1,205,031
有形固定資産合計		1,664,188		1,646,844
無形固定資産				
電話加入権		15,822		15,822
ソフトウェア		881,368		857,424
ソフトウェア仮勘定		402,721		430,432
その他		24		—
無形固定資産合計		1,299,937		1,303,679
投資その他の資産				
投資有価証券		14,456,313		15,689,317
関係会社株式		320,136		320,136
長期性預金	※2	8,500,000	※2	3,500,000
長期差入保証金	※2	837,456	※2	825,804
繰延税金資産		139,650		—
その他		15,035		15,035
投資その他の資産合計		24,268,591		20,350,294
固定資産合計		27,232,718		23,300,818
資産合計		54,116,609		58,735,583

(単位：千円)

	第27期 (平成24年3月31日現在)	第28期 (平成25年3月31日現在)
(負債の部)		
流動負債		
預り金	79,079	75,221
未払金		
未払収益分配金	185,817	33,936
未払償還金	1,159,445	1,004,879
未払手数料	※2 1,557,726	※2 1,761,746
その他未払金	50,899	84,763
未払費用	※2 1,174,572	※2 1,333,574
未払消費税等	63,602	128,077
未払法人税等	1,532,874	1,686,070
賞与引当金	520,000	594,000
その他	278,521	348,389
流動負債合計	6,602,539	7,050,661
固定負債		
退職給付引当金	119,902	119,776
役員退職慰労引当金	49,735	65,103
時効後支払損引当金	195,228	201,877
繰延税金負債	—	251,776
固定負債合計	364,866	638,533
負債合計	6,967,405	7,689,194
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,000,131	2,000,131
資本剰余金		
資本準備金	222,096	222,096
資本剰余金合計	222,096	222,096
利益剰余金		
利益準備金	342,589	342,589
その他利益剰余金		
別途積立金	6,998,000	6,998,000
繰越利益剰余金	36,863,331	39,686,216
利益剰余金合計	44,203,921	47,026,806
株主資本合計	46,426,148	49,249,033
評価・換算差額等		
その他有価証券	723,054	1,797,355
評価差額金		
評価・換算差額等合計	723,054	1,797,355
純資産合計	47,149,203	51,046,388
負債純資産合計	54,116,609	58,735,583

(2)【損益計算書】

(単位：千円)

		第27期 （自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）		第28期 （自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）
営業収益				
委託者報酬		47,476,170		48,411,166
投資顧問料		15,335		13,601
その他営業収益		153,305		138,788
営業収益合計		47,644,812		48,563,556
営業費用				
支払手数料	※2	19,292,904	※2	19,724,426
広告宣伝費		516,886		543,508
公告費		7,961		1,748
調査費				
調査費		909,999		942,478
委託調査費		9,975,300		10,699,987
事務委託費		306,137		242,537
営業雑経費				
通信費		90,066		89,308
印刷費		400,552		443,177
協会費		40,636		39,963
諸会費		7,593		7,621
事務機器関連費		958,507		971,457
その他営業雑経費		16,396		8,989
営業費用合計		32,522,943		33,715,204
一般管理費				
給料				
役員報酬		202,812		198,915
給料・手当		3,623,556		3,740,875
賞与引当金繰入		520,000		594,000
福利厚生費		520,897		593,073
交際費		26,743		23,259
旅費交通費		153,892		139,968
租税公課		102,255		115,450
不動産賃借料		698,539		699,860
退職給付費用		142,883		162,650
役員退職慰労引当金繰入		22,805		19,007
固定資産減価償却費		481,601		442,844
諸経費		247,162		270,874
一般管理費合計		6,743,148		7,000,782
営業利益		8,378,719		7,847,569

（単位：千円）

	第27期 （自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）		第28期 （自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）	
営業外収益				
受取配当金		153,215		213,088
有価証券利息	※2	8,160	※2	6,698
受取利息	※2	25,661	※2	25,684
投資有価証券償還益		1,876		6,072
収益分配金等時効完成分		318,285		412,323
その他		7,856		1,935
営業外収益合計		515,056		665,802
営業外費用				
投資有価証券償還損		—		8,689
時効後支払損引当金繰入		15,288		16,881
事務過誤費		7,845		186
その他		82		45
営業外費用合計		23,216		25,802
経常利益		8,870,559		8,487,569
特別利益				
投資有価証券売却益		150,103		334,775
特別利益合計		150,103		334,775
特別損失				
投資有価証券売却損		153,276		32,155
関係会社株式売却損		13,563		—
投資有価証券評価損		1,925		—
固定資産除却損	※1	17,034	※1	253
その他		412		—
特別損失合計		186,212		32,409
税引前当期純利益		8,834,449		8,789,934
法人税、住民税及び事業税		3,510,046		3,441,310
法人税等調整額		175,067		△55,499
法人税等合計		3,685,113		3,385,811
当期純利益		5,149,336		5,404,123

(3)【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	第27期 （自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）	第28期 （自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）
株主資本		
資本金		
当期首残高	2,000,131	2,000,131
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	2,000,131	2,000,131
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	222,096	222,096
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	222,096	222,096
資本剰余金合計		
当期首残高	222,096	222,096
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	222,096	222,096
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	342,589	342,589
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	342,589	342,589
その他利益剰余金		
別途積立金		
当期首残高	6,998,000	6,998,000
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	6,998,000	6,998,000
繰越利益剰余金		
当期首残高	34,903,313	36,863,331
当期変動額		
剰余金の配当	△3,189,318	△2,581,238
当期純利益	5,149,336	5,404,123
当期変動額合計	1,960,017	2,822,884
当期末残高	36,863,331	39,686,216
利益剰余金合計		
当期首残高	42,243,903	44,203,921
当期変動額		
剰余金の配当	△3,189,318	△2,581,238
当期純利益	5,149,336	5,404,123
当期変動額合計	1,960,017	2,822,884
当期末残高	44,203,921	47,026,806
株主資本合計		
当期首残高	44,466,131	46,426,148
当期変動額		
剰余金の配当	△3,189,318	△2,581,238
当期純利益	5,149,336	5,404,123
当期変動額合計	1,960,017	2,822,884
当期末残高	46,426,148	49,249,033
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	391,537	723,054

当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	331,516	1,074,300
当期変動額合計	331,516	1,074,300
当期末残高	723,054	1,797,355
評価・換算差額等合計		
当期首残高	391,537	723,054
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	331,516	1,074,300
当期変動額合計	331,516	1,074,300
当期末残高	723,054	1,797,355
純資産合計		
当期首残高	44,857,668	47,149,203
当期変動額		
剰余金の配当	△3,189,318	△2,581,238
当期純利益	5,149,336	5,404,123
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	331,516	1,074,300
当期変動額合計	2,291,534	3,897,185
当期末残高	47,149,203	51,046,388

[注記事項]

（重要な会計方針）

1．有価証券の評価基準及び評価方法

(1)子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2)その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2．固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、建物38年であります。

(2)無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

3．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4．引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、その発生年度の従業員の平均支払期間以内の一定の年数（8年）による定額法により、翌事業年度より費用処理することとしております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

5．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

（会計方針の変更）

法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

なお、この変更による当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

（未適用の会計基準等）

・「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号　平成24年5月17日)

・「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号　平成24年5月17日)

(1)概要

本会計基準等は、財務報告を改善する観点及び国際的な動向を踏まえ、退職給付債務の計算方法並びに開示の拡充を中心に改正されたものです。

(2)適用予定日

平成26年3月期の期末より適用予定です。ただし、退職給付債務の計算方法の改正については、平成27年3月期の期首より適用予定です。

(3)当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中です。

（貸借対照表関係）

※1.有形固定資産の減価償却累計額

	第27期 （平成24年3月31日現在）	第28期 （平成25年3月31日現在）
建物	208,976千円	233,990千円
器具備品	294,294千円	351,481千円

※2.関係会社に対する主な資産・負債

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第27期 （平成24年3月31日現在）	第28期 （平成25年3月31日現在）
預金	11,773,728千円	19,410,015千円
有価証券	8,000,000千円	8,000,000千円
未収収益	42,563千円	40,120千円
金銭の信託	30,000千円	30,000千円
長期性預金	8,500,000千円	3,500,000千円
長期差入保証金	828,908千円	816,823千円
未払手数料	851,491千円	927,107千円
未払費用	135,926千円	148,712千円

(損益計算書関係)

※1.固定資産除却損の内訳

	第27期 （自　平成23年4月1日 至　平成24年3月31日）	第28期 （自　平成24年4月1日 至　平成25年3月31日）
器具備品	1,144千円	253千円
ソフトウェア	15,890千円	－
計	17,034千円	253千円

※2.関係会社に対する主な取引

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第27期 （自　平成23年4月1日 至　平成24年3月31日）	第28期 （自　平成24年4月1日 至　平成25年3月31日）
支払手数料	10,760,427千円	10,230,968千円
有価証券利息	6,532千円	5,170千円
受取利息	25,661千円	25,684千円

（株主資本等変動計算書関係）

第27期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首株式数 （株）	当事業年度増加株式数 （株）	当事業年度減少株式数 （株）	当事業年度末株式数 （株）
発行済株式				
普通株式	124,098	－	－	124,098
合計	124,098	－	－	124,098

2.配当に関する事項

(1)配当金支払額

平成23年6月30日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

① 配当金の総額 3,189,318千円
② １株当たり配当額 25,700円
③ 基準日 平成23年3月31日
④ 効力発生日 平成23年6月30日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成24年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

① 配当金の総額 2,581,238千円
② 配当の原資 利益剰余金
③ １株当たり配当額 20,800円
④ 基準日 平成24年3月31日
⑤ 効力発生日 平成24年6月27日

第28期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首株式数 （株）	当事業年度増加株式数 （株）	当事業年度減少株式数 （株）	当事業年度末株式数 （株）
発行済株式				
普通株式	124,098	－	－	124,098
合計	124,098	－	－	124,098

2.配当に関する事項

(1)配当金支払額

平成24年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

① 配当金の総額 2,581,238千円
② １株当たり配当額 20,800円
③ 基準日 平成24年3月31日
④ 効力発生日 平成24年6月27日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成25年6月24日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

① 配当金の総額 2,705,336千円
② 配当の原資 利益剰余金
③ １株当たり配当額 21,800円
④ 基準日 平成25年3月31日
⑤ 効力発生日 平成25年6月25日

（金融商品関係）

1.金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金、譲渡性預金または投資信託に限定しており、金融機関からの資金調達は行っておりません。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2.金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注２）参照）。

第27期（平成24年3月31日現在）

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1)　現金及び預金	14,298,590	14,298,590	－
(2)　有価証券	8,000,000	8,000,000	－
(3)　未収委託者報酬	3,977,324	3,977,324	－
(4)　長期性預金	8,500,000	8,509,886	9,886
(5)　投資有価証券	14,417,413	14,417,413	－
資産計	49,193,328	49,203,214	9,886
(1)　未払手数料	1,557,726	1,557,726	－
(2)　未払法人税等	1,532,874	1,532,874	－
負債計	3,090,600	3,090,600	－

第28期（平成25年3月31日現在）

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1)　現金及び預金	22,261,065	22,261,065	－
(2)　有価証券	8,000,000	8,000,000	－
(3)　未収委託者報酬	4,489,181	4,489,181	－
(4)　長期性預金	3,500,000	3,505,795	5,795
(5)　投資有価証券	15,650,417	15,650,417	－
資産計	53,900,663	53,906,459	5,795
(1)　未払手数料	1,761,746	1,761,746	－
(2)　未払法人税等	1,686,070	1,686,070	－
負債計	3,447,816	3,447,816	－

（注１）金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資　産

(1)現金及び預金、(2)有価証券、(3)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。なお、有価証券はすべて短期決済される譲渡性預金であります。

(4)長期性預金

契約期間に基づく区分ごとに、新規に預金を行った場合に想定される預金金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(5)投資有価証券

上記の表中における投資有価証券はすべて投資信託であり、基準価額によっております。

負　債

(1)未払手数料、(2)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	第27期 (平成24年3月31日現在)	第28期 (平成25年3月31日現在)
非上場株式	38,900	38,900
子会社株式	160,600	160,600
関連会社株式	159,536	159,536

非上場株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

（注３）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第27期（平成24年3月31日現在）　（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	14,298,590	―	―	―
未収委託者報酬	3,977,324	―	―	―
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
譲渡性預金	8,000,000	―	―	―
投資信託	―	3,168,056	4,412,092	2,183,060
長期性預金	―	8,500,000	―	―
合計	26,275,914	11,668,056	4,412,092	2,183,060

第28期（平成25年3月31日現在）　（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	22,261,065	―	―	―
未収委託者報酬	4,489,181	―	―	―
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
譲渡性預金	8,000,000	―	―	―
投資信託	―	4,150,204	2,167,462	2,151,428
長期性預金	―	3,500,000	―	―
合計	34,750,246	7,650,204	2,167,462	2,151,428

（有価証券関係）

1.子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株式159,536千円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株式159,536千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

2.その他有価証券

第27期（平成24年3月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額（千円）	取得原価（千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	―	―	―
	債券	―	―	―
	その他	11,092,127	9,993,766	1,098,361
	小　計	11,092,127	9,993,766	1,098,361
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	―	―	―
	債券	―	―	―
	その他	3,325,285	3,446,474	△121,188
	小　計	3,325,285	3,446,474	△121,188
合　計		14,417,413	13,440,240	977,173

第28期（平成25年3月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額（千円）	取得原価（千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	―	―	―
	債券	―	―	―
	その他	12,625,086	10,181,990	2,443,096
	小　計	12,625,086	10,181,990	2,443,096
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	―	―	―
	債券	―	―	―
	その他	3,025,331	3,033,767	△8,436
	小　計	3,025,331	3,033,767	△8,436
合　計		15,650,417	13,215,757	2,434,660

3.売却したその他有価証券

第27期（自　平成23年4月1日　至　平成24年3月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
株式	158,639	―	64,792
債券	―	―	―
その他	3,036,630	150,103	88,484
合　計	3,195,269	150,103	153,276

第28期（自　平成24年4月1日　至　平成25年3月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
株式	―	―	―
債券	―	―	―
その他	7,033,368	334,775	32,155
合　計	7,033,368	334,775	32,155

（デリバティブ取引関係）
重要な取引はありません。

（退職給付関係）
1.採用している退職給付制度の概要
当社は、従業員に対して確定拠出年金制度、退職一時金制度及び確定給付年金制度を設けております。なお、平成23年10月に適格退職年金制度を廃止し、確定給付年金制度へ移行しました。

2.退職給付債務に関する事項

(単位：千円)

	第27期 (平成24年3月31日現在)	第28期 (平成25年3月31日現在)
(1)退職給付債務	△475,564	△382,988
(2)年金資産	198,994	143,462
(3)未積立退職給付債務　(1)+(2)	△276,569	△239,525
(4)未認識数理計算上の差異	156,666	119,749
(5)貸借対照表計上額純額　(3)+(4)	△119,902	△119,776
(6)退職給付引当金	△119,902	△119,776

3.退職給付費用に関する事項

(単位：千円)

	第27期 (自　平成23年4月1日 至　平成24年3月31日)	第28期 (自　平成24年4月1日 至　平成25年3月31日)
(1)勤務費用	27,806	26,748
(2)利息費用	8,420	7,087
(3)期待運用収益	△4,635	△2,984
(4)数理計算上の差異の費用処理額	13,599	27,653
(5)退職給付費用	45,191	58,504
(6)その他	97,692	104,146
(7)合計	142,883	162,650

（注）「(6)その他」は、確定拠出年金への掛金支払額であります。

4.退職給付債務等の計算の基礎に関する事項
(1) 退職給付見込額の期間配分方法
期間定額基準

(2) 割引率

第27期 （自　平成23年4月1日 至　平成24年3月31日）	第28期 （自　平成24年4月1日 至　平成25年3月31日）
1.5%	1.5%

(3) 期待運用収益率

第27期 （自　平成23年4月1日 至　平成24年3月31日）	第28期 （自　平成24年4月1日 至　平成25年3月31日）
1.5%	1.5%

(4) 数理計算上の差異の処理年数
8年（各事業年度の発生時における従業員の平均支払期間以内の一定の年数による定額法により、翌事業年度より費用処理しております。）

（税効果会計関係）
1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第27期 (平成24年3月31日現在)	第28期 (平成25年3月31日現在)
繰延税金資産		

減損損失	557,868 千円	542,460 千円
投資有価証券評価損	362,665	226,404
ゴルフ会員権評価損	8,505	8,505
未払事業税	109,608	140,336
賞与引当金	197,652	225,779
役員退職慰労引当金	17,725	23,202
退職給付引当金	42,783	45,495
減価償却超過額	19,890	10,083
委託者報酬	99,265	124,166
長期差入保証金	21,895	26,203
時効後支払損引当金	69,579	71,948
その他	39,304	48,666
繰延税金資産　小計	1,546,744	1,493,253
評価性引当額	△813,923	△704,932
繰延税金資産　合計	732,821	788,320
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△254,118	△637,305
繰延税金負債　合計	△254,118	△637,305
繰延税金資産の純額	478,702	151,015

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

第27期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）及び第28期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第27期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）及び第28期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1.製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2.地域ごとの情報

（1）営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3.主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1.関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

第27期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	三菱UFJ信託銀行㈱	東京都千代田区	324,279百万円	信託業、銀行業	被所有 直接 50.0%	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	4,404,897千円	未払手数料	285,119千円
						事務所の賃借	事務所賃借料	667,780千円	長期差入保証金	812,027千円
						投資の助言	投資助言料	168,292千円	未払費用	81,330千円
							株式の売却	98,112千円		
主要株主	㈱三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958百万円	銀行業	被所有 直接 25.0%	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	6,371,303千円	未払手数料	566,371千円
						取引銀行	譲渡性預金の預入	36,000,000千円	有価証券	8,000,000千円
							譲渡性預金に係る受取利息	6,532千円	未収収益	544千円
							マルチコーラブル預金の預入	7,000,000千円	現金及び預金	5,500,000千円
									長期性預金	8,500,000千円
							マルチコーラブル預金に係る受取利息	24,415千円	未収収益	2,886千円

第28期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	三菱UFJ信託銀行㈱	東京都千代田区	324,279百万円	信託業、銀行業	被所有 直接 50.0%	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	4,556,241千円	未払手数料	324,725千円
						事務所の賃借	事務所賃借料	671,086千円	長期差入保証金	812,027千円
						投資の助言	投資助言料	167,142千円	未払費用	85,301千円
主要株主	㈱三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958百万円	銀行業	被所有 直接 25.0%	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	5,674,726千円	未払手数料	602,382千円
						取引銀行	譲渡性預金の預入	30,000,000千円	有価証券	8,000,000千円
							譲渡性預金に係る受取利息	5,170千円	未収収益	717千円
							マルチコーラブル預金の預入	5,500,000千円	現金及び預金	10,500,000千円
									長期性預金	3,500,000千円
							マルチコーラブル預金に係る受取利息	24,246千円	未収収益	2,301千円

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等
投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。
事務所敷金及び賃借料については、市場実勢等を勘案して決定しております。
投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。
売却価額については、第三者機関による企業価値評価をもとに決定しております。
預金利率の条件は、市場金利等を勘案して決定しております。なお、預入期間は3ヶ月～3年であります。
上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

(2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

第27期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱	東京都千代田区	40,500百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	3,914,481千円	未払手数料	285,874千円

第28期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱	東京都千代田区	40,500百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	3,513,173千円	未払手数料	321,822千円

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等
投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。
上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

2.親会社に関する注記

株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ（東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場）
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社（非上場）

（１株当たり情報）

	第27期 （自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）	第28期 （自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）
１株当たり純資産額	379,935.23円	411,339.33円
１株当たり当期純利益金額	41,494.11円	43,547.22円

（注）1．潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2．1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第27期 （自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）	第28期 （自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）
当期純利益金額　（千円）	5,149,336	5,404,123
普通株主に帰属しない金額　（千円）	－	－
普通株式に係る当期純利益金額 （千円）	5,149,336	5,404,123
期中平均株式数　（株）	124,098	124,098

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

中間財務諸表
(1)中間貸借対照表

(単位：千円)

		第29期中間会計期間 (平成25年9月30日現在)
(資産の部)		
流動資産		
現金及び預金		23,548,500
有価証券		6,562,983
前払費用		236,694
未収入金		335,237
未収委託者報酬		4,948,498
未収収益		56,552
繰延税金資産		385,903
金銭の信託		30,000
その他		57,563
流動資産合計		36,161,935
固定資産		
有形固定資産		
建物	※1	259,238
器具備品	※1	174,123
土地		1,205,031
有形固定資産合計		1,638,393
無形固定資産		
電話加入権		15,822
ソフトウェア		1,060,576
ソフトウェア仮勘定		242,958
無形固定資産合計		1,319,357
投資その他の資産		
投資有価証券		16,782,208
関係会社株式		320,136
長期性預金		2,000,000
長期差入保証金		819,880
繰延税金資産		49,612
その他		15,035
投資その他の資産合計		19,986,873
固定資産合計		22,944,625
資産合計		59,106,560

(単位：千円)

	第29期中間会計期間 (平成25年9月30日現在)
(負債の部)	
流動負債	
預り金	61,657
未払金	
未払収益分配金	63,875
未払償還金	946,113
未払手数料	1,982,655
その他未払金	72,079
未払費用	1,409,174
未払消費税等	※2 176,997
未払法人税等	1,913,828
賞与引当金	534,891
その他	400,856
流動負債合計	7,562,129
固定負債	
退職給付引当金	246,154
役員退職慰労引当金	53,775
時効後支払損引当金	198,603
固定負債合計	498,533
負債合計	8,060,662
(純資産の部)	
株主資本	
資本金	2,000,131
資本剰余金	
資本準備金	222,096
資本剰余金合計	222,096
利益剰余金	
利益準備金	342,589
その他利益剰余金	
別途積立金	6,998,000
繰越利益剰余金	39,994,517
利益剰余金合計	47,335,107
株主資本合計	49,557,335
評価・換算差額等	
その他有価証券	1,488,562
評価差額金	
評価・換算差額等合計	1,488,562
純資産合計	51,045,897
負債純資産合計	59,106,560

(2)中間損益計算書

(単位：千円)

	第29期中間会計期間 （自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）	
営業収益		
委託者報酬		26,575,676
投資顧問料		53,790
その他営業収益		55,619
営業収益合計		26,685,086
営業費用		
支払手数料		10,846,750
広告宣伝費		330,957
公告費		1,062
調査費		
調査費		486,652
委託調査費		5,888,736
事務委託費		116,669
営業雑経費		
通信費		46,024
印刷費		243,552
協会費		20,030
諸会費		4,256
事務機器関連費		509,881
その他営業雑経費		4,944
営業費用合計		18,499,516
一般管理費		
給料		
役員報酬		103,937
給料・手当		1,649,702
賞与引当金繰入		534,891
福利厚生費		294,158
交際費		10,544
旅費交通費		75,335
租税公課		62,774
不動産賃借料		349,810
退職給付費用		192,772
役員退職慰労引当金繰入		11,027
固定資産減価償却費	※1	214,015
諸経費		136,511
一般管理費合計		3,635,481
営業利益		4,550,087

(単位：千円)

	第29期中間会計期間 （自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）
営業外収益	
受取配当金	150,506
有価証券利息	2,185
受取利息	10,693
投資有価証券償還益	1,862
収益分配金等時効完成分	54,825
その他	1,293
営業外収益合計	221,366
営業外費用	
その他	4,535
営業外費用合計	4,535
経常利益	4,766,918
特別利益	
投資有価証券売却益	177,223
特別利益合計	177,223
特別損失	
投資有価証券売却損	34,236
固定資産除却損	462
特別損失合計	34,698
税引前中間純利益	4,909,443
法人税、住民税及び事業税	1,913,166
法人税等調整額	△17,360
法人税等合計	1,895,805
中間純利益	3,013,637

(3)中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

	第29期中間会計期間 （自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）
株主資本	
資本金	
当期首残高	2,000,131
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	—
当中間期末残高	2,000,131
資本剰余金	
資本準備金	
当期首残高	222,096
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	—
当中間期末残高	222,096
資本剰余金合計	
当期首残高	222,096
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	—
当中間期末残高	222,096
利益剰余金	
利益準備金	
当期首残高	342,589
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	—
当中間期末残高	342,589
その他利益剰余金	
別途積立金	
当期首残高	6,998,000
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	—
当中間期末残高	6,998,000
繰越利益剰余金	
当期首残高	39,686,216
当中間期変動額	
剰余金の配当	△2,705,336
中間純利益	3,013,637
当中間期変動額合計	308,301
当中間期末残高	39,994,517
利益剰余金合計	
当期首残高	47,026,806
当中間期変動額	
剰余金の配当	△2,705,336
中間純利益	3,013,637
当中間期変動額合計	308,301
当中間期末残高	47,335,107
株主資本合計	
当期首残高	49,249,033
当中間期変動額	
剰余金の配当	△2,705,336
中間純利益	3,013,637
当中間期変動額合計	308,301
当中間期末残高	49,557,335
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
当期首残高	1,797,355

当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△308,792
当中間期変動額合計	△308,792
当中間期末残高	1,488,562
評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,797,355
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△308,792
当中間期変動額合計	△308,792
当中間期末残高	1,488,562
純資産合計	
当期首残高	51,046,388
当中間期変動額	
剰余金の配当	△2,705,336
中間純利益	3,013,637
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△308,792
当中間期変動額合計	△490
当中間期末残高	51,045,897

[重要な会計方針]

1.有価証券の評価基準及び評価方法

(1)子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2)その他有価証券

時価のあるもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2.固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、建物38年であります。

(2)無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

3.引当金の計上基準

(1)賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(2)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

数理計算上の差異は、その発生年度の翌事業年度より一括費用処理することとしております。

（会計上の見積もりの変更）

数理計算上の差異は、従来、発生年度の従業員の平均支払期間内の一定の年数（8年）により費用処理しておりましたが、当中間会計期間において、平均支払期間が8年を下回ったことから、数理計算上の差異を一括費用処理する方法に見直し、将来にわたり変更しております。

これにより、従来の方法と比べて、当中間会計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前中間純利益はそれぞれ108百万円減少しております。

(3)役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。

(4)時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

4.外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5.その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1)消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

[注記事項]

（中間貸借対照表関係）

※1　有形固定資産の減価償却累計額

	第29期中間会計期間 （平成25年9月30日現在）
建物	245,895千円
器具備品	349,802千円

※2　消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。

（中間損益計算書関係）

※1　減価償却実施額

	第29期中間会計期間 （自　平成25年4月1日 至　平成25年9月30日）
有形固定資産	39,230千円
無形固定資産	174,785千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第29期中間会計期間（自　平成25年4月1日　至　平成25年9月30日）

1.　発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数　（株）	当中間会計期間 増加株式数　（株）	当中間会計期間 減少株式数　（株）	当中間会計期間末 株式数　（株）
発行済株式				
普通株式	124,098	－	－	124,098
合計	124,098	－	－	124,098

2.　配当に関する事項

平成25年6月24日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

①　配当金の総額　2,705,336千円
②　配当の原資　利益剰余金
③　１株当たり配当額　21,800円
④　基準日　平成25年3月31日
⑤　効力発生日　平成25年6月25日

（金融商品関係）

第29期中間会計期間(平成25年9月30日現在)

金融商品の時価等に関する事項

平成25年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注２）参照）。

	中間貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1)　現金及び預金	23,548,500	23,548,500	－
(2)　有価証券	6,562,983	6,562,983	－
(3)　未収委託者報酬	4,948,498	4,948,498	－
(4)　長期性預金	2,000,000	2,000,898	898
(5)　投資有価証券	16,743,308	16,743,308	－
資産計	53,803,291	53,804,190	898
(1)　未払手数料	1,982,655	1,982,655	－
(2)　未払法人税等	1,913,828	1,913,828	－
負債計	3,896,483	3,896,483	－

（注１）金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資　産

(1)現金及び預金、(3)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2)有価証券

譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっており、投資信託は基準価額によっております。

(4)長期性預金

契約期間に基づく区分ごとに、新規に預金を行った場合に想定される預金金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(5)投資有価証券

上記の表中における投資有価証券はすべて投資信託であり、基準価額によっております。

負　債

(1)未払手数料、(2)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（中間貸借対照表計上額38,900千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額 関係会社株式320,136千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

（注３）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
　金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

（有価証券関係）
第29期中間会計期間（平成25年9月30日現在）
1．　子会社株式及び関連会社株式
　子会社株式及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額　関係会社株式320,136千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

2．　その他有価証券

	種類	中間貸借対照表計上額（千円）	取得原価（千円）	差額（千円）
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	－	－	－
	債券	－	－	－
	その他	11,667,373	9,779,767	1,887,605
	小　計	11,667,373	9,779,767	1,887,605
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	－	－	－
	債券	－	－	－
	その他	5,638,918	5,667,796	△28,877
	小　計	5,638,918	5,667,796	△28,877
合　計		17,306,292	15,447,564	1,858,727

（注）非上場株式（中間貸借対照表計上額38,900千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

（デリバティブ取引関係）
重要な取引はありません。

（セグメント情報等）
[セグメント情報]
第29期中間会計期間（自　平成25年4月1日　至　平成25年9月30日）
当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]
第29期中間会計期間（自　平成25年4月1日　至　平成25年9月30日）
1．　製品及びサービスごとの情報
　単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2．　地域ごとの情報
（1）営業収益
投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産
本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3．　主要な顧客ごとの情報
投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]
該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]
該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]
該当事項はありません。

（１株当たり情報）
1株当たり純資産額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第29期中間会計期間 （平成25年9月30日現在）
1株当たり純資産額	411,335.37円
(算定上の基礎)	
純資産の部の合計額（千円）	51,045,897
普通株式に係る中間期末の純資産額（千円）	51,045,897
1株当たり純資産額の算定に用いられた 中間期末の普通株式の数（株）	124,098

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第29期中間会計期間 （自　平成25年4月1日 至　平成25年9月30日）
1株当たり中間純利益金額	24,284.33円
(算定上の基礎)	
中間純利益金額（千円）	3,013,637
普通株主に帰属しない金額（千円）	―
普通株式に係る中間純利益金額（千円）	3,013,637
普通株式の期中平均株式数（株）	124,098

(注)潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

①自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

④委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

⑤上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

①定款の変更等

定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

②訴訟事件その他重要事項

該当事項はありません。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

（１）受託会社

①名称：三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社
（再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
②資本金の額：324,279百万円（平成25年９月末現在）
③事業の内容：銀行業務および信託業務を営んでいます。

（２）販売会社

①名称	②資本金の額 （平成25年９月末現在）	③事業の内容
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	1,711,958　百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社ジャパンネット銀行	37,250　百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社北海道銀行	93,524　百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社北都銀行	11,000　百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社荘内銀行	7,000　百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社常陽銀行	85,113　百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社千葉銀行	145,069　百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社横浜銀行	215,628　百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社南都銀行	29,249　百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社百十四銀行	37,322　百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社福岡銀行	82,329　百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社親和銀行	36,878　百万円	銀行業務を営んでいます。
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	324,279　百万円	銀行業務および信託業務を営んでいます。
株式会社熊本銀行	33,847　百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社ゆうちょ銀行	3,500,000　百万円	銀行業務を営んでいます。
カブドットコム証券株式会社	7,196　百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
エース証券株式会社	8,831　百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社ＳＢＩ証券	47,937　百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
岡三オンライン証券株式会社	8,000　百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
立花証券株式会社	6,695　百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	7,495　百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
東洋証券株式会社	13,494　百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
ＳＭＢＣ日興証券株式会社	10,000　百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
マネックス証券株式会社	7,425　百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
野村證券株式会社	10,000　百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
ひろぎんウツミ屋証券株式会社	6,100　百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社	40,500　百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

２【関係業務の概要】

（１）受託会社：ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理等を行います。

（２）販売会社：ファンドの募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。

３【資本関係】

委託会社と関係法人の主な資本関係は次の通りです。（平成26年２月末現在）
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社は委託会社の株式の50.0%（62,050株）、株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行は25.0%（31,023株）を所有しています。

（注）関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が３%以上のものを記載しています。

第３【参考情報】

当計算期間において、次の書類を関東財務局長に提出しております。

平成26年１月６日	有価証券届出書の訂正届出書
平成25年11月１日	有価証券届出書の訂正届出書
平成25年10月25日	半期報告書、有価証券届出書の訂正届出書
平成25年９月２日	有価証券届出書の訂正届出書
平成25年４月26日	有価証券報告書、有価証券届出書
平成25年４月１日	有価証券届出書の訂正届出書

独立監査人の監査報告書

平成２５年６月２４日

三菱ＵＦＪ投信株式会社
取締役会　御中

有限責任監査法人　ト　ー　マ　ツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　長島　拓也	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　山田　信之	印

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪ投信株式会社の平成２４年４月１日から平成２５年３月３１日までの第２８期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱ＵＦＪ投信株式会社の平成２５年３月３１日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

平成26年３月５日

三 菱 Ｕ Ｆ Ｊ 投 信 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

あらた監査法人

指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　柴　毅　印

指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　和田　渉　印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているｅＭＡＸＩＳ 先進国債券インデックスの平成25年１月29日から平成26年１月27日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ｅＭＡＸＩＳ 先進国債券インデックスの平成26年１月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

三菱ＵＦＪ投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成２５年１２月６日

三菱ＵＦＪ投信株式会社
取締役会　御中

有限責任監査法人　ト　ー　マ　ツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　樋口　誠之	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　山田　信之	印

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪ投信株式会社の平成２５年４月１日から平成２６年３月３１日までの第２９期事業年度の中間会計期間（平成２５年４月１日から平成２５年９月３０日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三菱ＵＦＪ投信株式会社の平成２５年９月３０日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成２５年４月１日から平成２５年９月３０日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは中間監査の対象に含まれていません。